DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3

THE
NATIONAL ARCHIVES
OF THE
UNITED STATES

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

(1) Box no. 2745

(2) Folder title/number: (8)
PG 002.010 Others - Kanagawa

(3) Date: Jan. 1950 - Mar. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
9740	c, e, t

(5) Item description and comment:
Kanagawa

(6) Reproduction: [✓ Yes] No

(7) Film no. Sheet no.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0K3

labor

AUDIENCE REACTION QUESTIONNAIRE

FROM: Audio-Visual Officer, Social Education Section, Kanagawa Prefectural School Board. Prefecture.

TO: Educational Film Unit
CIE, GHQ, SCAP
APO 500

MAR 22 1951

Date this report due:

CIE Film No. and Title: CIE 225 AMERICAN WORKING WOMEN 働くアメリカ婦人.

This report will be prepared by the Audio-Visual Aid Officer, based on the opinions of as widely varied an audience as possible. Report will be forwarded direct to Educational Film Unit, CIE, GHQ, SCAP. Comments will be confined to the CIE Documentary Film listed above only.

TECHNICAL QUALITY

1. The language sounds: (Mark one or more)
   - Stilted
   - "Foreign"
   - Too Juvenile
   - Natural [✓]

2. The speed of narration is: (Mark one)
   - Too slow
   - Too fast
   - Suitable [✓]

3. The speaker's voice is: (Mark one)
   - Irritating
   - Uninteresting
   - Suitable [✓]

4. The printed titles are: (Mark one or more)
   - Not well printed
   - Hard to Understand
   - Not shown long enough
   - Satisfactory [✓]

EFFECTIVENESS OF PRESENTATION

1. Rate the interest-value of the film on the following scale, comparing it with the best Japanese and American documentary films you have seen: (Mark one)
   - Superior
   - Excellent
   - Good [✓]
   - Fair
   - Poor

2. Is the picture easy to understand and follow? Yes [✓] No ___ ?
   If "no" explain why:

3. The language is understood by: (Mark the lowest grade to which generally applicable)
   - Elementary school children
   - Secondary school children
   - High School students [✓]
   - College or Higher

ID-40 (Feb 50)

UTILIZATION

1. This film applies to present-day Japanese problems in the following degree: (Mark one)

Much ____ Moderate _✓_ Slight ____ Not at all ____

2. The film is most valuable when shown to: (Mark as many as are applicable)

Children	____	Professional people	_✓_	Men only	____
Laborers	____	Youth groups	_✓_	Women only	_✓_
Farmers	____	Adults only	_✓_	Others	____

3. Did the film give the audience any specific ideas for action in the community? Yes ____ No _✓_. If the answer is Yes, list examples of action taken as a result of showings of this film, to include specific locations and pertinent data:

A picture like this is effective on enlightment for women.

4. The film has the following value to the Japanese as a depiction of democratic life: (Mark one)

Much ____ Moderate _✓_ Slight ____ Not at all ____

5. The film is regarded as: (Mark one, if applicable)

Obvious propaganda ____ Impartially informative _✓_
Of limited educational value ____

6. The film is best suited for use: (Mark one, if applicable)

As the main presentation on a program. _✓_
As supplementary to a program ____
In company with other films ____
As entertainment only ____

If additional pictures are desired on this subject matter please give reasons:

Such a picture is desired as depicting the manner in which American women are brought up at home, in school and society, resulting in being qualified as independent women working actively in each their workshop.

Akira Seki
Visual Aid Officer

ID-39 (Feb 50)

KANAGAWA PREFECTURE
AUDIO-VISUAL OFFICER
A. Seki
AKIRA SEKI

fil
Showa Denko

7 Feb 51

Criticism of Trade Agreement of Kawasaki Plant, Showa Denko

1. Page 1; All guards ~~will~~ should be excluded.
2. Page 2; Article 8 might better be cancelled.
3. Page 35; Article 174 permits too many off-duty hours with pay.
4. Page 39; Article 196 indicates too short advance notice for collective bargaining.?
5. Page 43; Article 219 is ridiculous.
6. Page 56; Article 3, Par 4 may have too may members as arbitrators.
7. No seniority
8. If desirable and possible, labor days will better be used instead of mere days(including labor days and holidays).

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3.

労仂関係資料第四號

市内所在
労仂組合

労仂恊約集

（三）

川崎市労政課

前文

昭和電工株式会社（以下会社と云う。）と昭和電工株式会社川崎工場労仂組合（以下組合という。）とは左の通り労仂協約を締結する。

第一章　総　則

（組合員の範囲）

第一條　会社川崎工場の従業員は、すべて組合の組合員となる、但し左の者を除く。

一、職階上課長以上の者。

二、庶務、人事、経理、企画課の係長及び生産係長。

三、人事課の主任。

四、人事課労政掛員及び人事掛員。

五、警備掛役附（副班長以上）

六、試傭期間中の者及び臨時に雇入れた者。

七、嘱託。

八、その他会社、組合協議決定した者。

（組合脱退除名者の取扱）

第二條　会社は、組合を脱退し又は除名された者を原則として解雇する。特別の場合は会社、組合協議の上決定する。

（協議事項）

第三條　会社と組合は、左の各号について協議決定する。

一、組合員の労仂条件の設定及び改廃

二、労仂協約の解釈、適用。但し第六条に定める人事に関するものを除く。

三、新労仂協約の締結。

（意見交換事項）

第四條　会社と組合は、相互に意思の疏通をはかり、もつて生産の向上と経営の円滑を期するために、左の各号につき、原則として事前に、隔意のない意見を交換するものとする。

一、経営方針及び生産計画に関する事項。

二　経理状況に関する事項。

三、職制機構の制定、改廃に関する事項

四その他、生産能率の向上に関する事項

（通告事項）

第五條　組合は、左の場合に速かにこれを会社に通告する。

一、名称を変更したとき

二、規約を制定、改廃したとき

三、役員及び委員に異動を生じたとき

四、労仂組合団体、その他の外部団体に加入し又

昭和電工株式会社――――昭和電工川崎工場労仂組合

所在地　川崎市扇町二八

従業員数　二四〇〇名

営業種目　硫安製造

目次

前文……一
第一章 総則……一
第二章 労仂条件……二
第一節 総則……二
第二節 人事に関する一般的基準……三
第一款 採用及び登用……三
第二款 資格、給付、昇格、昇給及び任用……三
第三款 転勤、転職及び職場変更……四
第四款 表彰……五
第五款 懲戒……五
第六款 休職……七
第七款 解雇及び退職……八
第三節 就業規律……九
第四節 就業時間及び休日休暇……一一
第一款 就業時間……一一
第二款 休日休暇……一三
第五節 給与……一六
第一款 賃金……一六
第二款 旅費……二三
第六節 退職金……二六
第七節 安全、衛生……二八
第八節 災害補償……二九
第一款 総則……二九
第二款 療養補償、休業補償……三〇
第三款 障害補償、打切補償……三一
第四款 遺族補償、葬祭料……三一
第五款 補償金請求及び支拂……三二
第三章 組合活動……三三
第一節 総則……三三
第二節 専従者……三四
第三節 専従者以外の組合員……三五
第一款 組合活動と就業時間との関係……三五
第二款 組合活動と賃金との関係……三六
第四章 労仂会議……三七
第一節 総則……三七
第二節 細則……三七
第五章 団体交渉手続……三九
第六章 紛争処理手続……四〇
第七章 争議……四一
附則……四三
附属協定一、「休職者見舞金協定」……四三
附属協定二、「特殊勤務者協定」……四四
附属協定三、「表彰、懲戒手続協定」……四六
附属協定四、「災害補償認定細則協定」……四七
覚書……四八
苦情調整処理協約……五六

good, good

は脱退したとき。

2、会社は、左の場合に速かにこれを組合に通告する

一、名称を変更したとき

二、業務分掌規定を変更したとき

三、役員に異動を生じたとき

（人事）

第六條　会社は、人事に関し、慎重、且つ公正にこれを行う。

2、組合は、人事に関し必要と認めるときは、常時意見を具申することができる。

3、会社は、人事の大綱並に非組合員の人事に関し、組合に関係あるときは、予め組合に通知しその意見を徴する。

4、会社は、組合員の人事発令については、発令前に組合にこれを内示する。

組合は、内示後五日間を限り、意見を具申することができる。会社は組合の意見具申があつたときは、これを尊重し、更に検討した上で発令する。

5、前各項の外、表彰及び懲戒は別に定める委員会に諮った後決定する。

（労働条件）

第七條　この協約でいう労働条件とは、左の各号の一に該当するものをいう。

一、人事に関する一般的基準

二、就業規律で定める事項

三、労働時間、休憩時間、休日休暇、交替制に関する事項

四、給与に関する事項

五、退職金に関する事項

六、安全衛生に関する事項

七、災害補償に関する事項

八、福利厚生に関する事項

九、前各号に準ずる事項

（協約と会社諸規程）

第八條　会社は、この協約に抵触する諸規程を制定してはならない。

Violation [illegible] rules of employment?

第二章　労働条件

第一節　総則

（組合員の労働条件の一般的基準）

第九條　組合員の労働条件の一般的基準は、この章の定めるところによる。

（不合理な差別の禁止）

Kate — apprentice
[illegible] days.

第十條　組合員は、組合員であること又はその学ブ、年令、性別、職制上の地位その他の理由で職場生活の上で不合理な差別を受けることはない。

第二節　人事に関する一般的基準

第一款　採用及び登用

（採用基準）

第十一條　会社は、左の各号の一にあたる志願者の中より銓衡した上で傭員として採用する。但し学識、技術、技能、経験、人物など優秀な者で特に必要なときは見習社員又は社員として採用することがある。

一、年令満十五才以上満三十五才までの者

二、特殊の技能があるか又は作業上特に採用の必要を認めたときは、停年までの者

（見習社員登用基準）

第十二條　会社は、二ケ月の試傭期間を経た傭員の中、左の各号に当る者を銓衡の上見習社員に登用する。

一、作業技能又は職務技能に欠けた点がなく、身体の丈夫な者。

二、大いに働く気持があり、真面目に永く勤め得ると認められる者。

三、従業員の秩序風紀をみだすおそれのない者

2、会社は、試傭期間満了後に見習社員に登用されなかつた傭員を解雇する。

（社員登用基準）

第十三條　会社は、六ケ月の期間を経た見習社員を銓衡の上社員に登用する。

第二款　資格、格付、昇格、昇給及任用

（資格）

第十四條　社員の資格を左の十二級に分ける。

一級、二級、三級、四級、五級、六級、七級、八級、九級、十級、十一級、十二級

（社員登用時の格付）

第十五條　社員に登用するときは、左の通りとする。

一、学校卒業者

学歴別	格付
国民学校高等科又は新制中学校卒業者	一二級
旧制中等学校卒業者又は同等の学力ある者	一〇級
新制高等学校卒業者又は同等の学力ある者	九級
旧制高等専門学校卒業者又は同等の学力ある者	八級

新制大学卒業者又は同等の学力ある者	七級
旧制大学卒業者又は同等の学力ある者	六級

二 経験者

経験年数に第一表の指数を乗じて第二表の給付を行う。

（第一表）

経験の労働別	指数
同種産業の同種労働	〇・六―一・〇
同種産業の異種労働	〇―〇・五
異種産業の異種労働	〇―〇・三
異種産業の同種労働	〇・五―一・〇

（第二表）

修正経験年数別	給付
経験一〇年以上で優秀な者	六級
経験七年以上で優秀な者	七級
経験五年以上で優秀な者	八級
経験七年以上の者又は経験三年以上で優秀な者	九級
経験五年以上の者又は経験一年以上で優秀な者	一〇級
経験三年以上の者	一一級
経験三年に満たない者	一二級

三、第十一条但書に該当する者で、必要があるときは前各号にかかわらず、別途措置することができる。

（昇格）

第十六条 各級の昇格は、考課により、該当者につき毎年一回、三月二十一日に行う。

（昇給）

第十七条 昇給は、考課により、毎年一回三月二十一日に行う。

（職階任用資格）

第十八条 会社の定める職階に任用する資格は、左の通りとする。

職階	任用資格
係長	五級以上
主任	七級以上
組長	八級以上
班長	九級以上

第三款 転勤、転職及び職場変更

（転勤、転職）

第十九条 会社は、業務の都合により組合員に転勤、

転職又は職場の変更をさせることがある。この場合、当該組合員は正当な理由がないときはこれを拒むことができない。

第四款　表彰

（種類）

第二十條　会社は、功労のあった者を表彰する。

２　表彰は功労の程度によって年金、昇進、昇給、褒賞及び慰労休暇とする。但しこれを重複して行うことがある。

一、年金は、褒賞した上で、一定期間又は終身これを支給する。

二、昇進は、褒賞した上で、昇給及昇格又は登用を行う。

三、昇給は、褒賞した上で、能力給を増額する。

四、褒賞は、表彰状を与え、副賞として賞金又は賞品を贈与する。

五、慰労休暇は、有給とし、その日数は七日以内とする。

（基準）

第二十一條　表彰は左の各号の一に該当する者につきこれを行う。

一、会社の業務に関する発明、改良又は考案をして有益と認められたとき。

二、会社の業務に関する試験、研究、調査、計画又は設計などをして有益と認められたとき。

三、能率増進に関して作業方法を改良又は考案して有益と認められたとき。

四、材料、消耗品又は工具などの一番良い使用方法を案出して有効と認められたとき。

五、天災、出火、その他の事故によって建物、機械又は人命に重大な損害を及ぼすような場合、これを予防し若しくは防止したとき、又はその卓抜群の働きをしたとき。

六、会社のものを盗まれ又は壊されようとしたときにこれを発見し、防止したとき、

七、特に誠実勤勉で技術、技能がすぐれているとき。

八、永年勤続して功労のあったとき。

九、前各号のほか、表彰の必要を認めたとき。

第五款　懲戒

（種類）

第二十二條　会社は、不都合の行為のあった者を懲戒する。

２、懲戒は、その程度により譴責、減給、出勤停止、交付制限、資格引下及び懲戒解雇に

分け、左の通り定める。

一、譴責は、訓戒した上で、始末書を出させる。

二、減給は、譴責した上で、一回につき平均賃金の半日分以内、且つ総額で一ケ月の賃金総額の一〇分の一以内を減額する。

三、出勤停止は、譴責した上で、七日以内出勤を停止する。

四、役付剥奪は、譴責した上で、役付を免ずる。

五、資格引下は、譴責した上で、資格を引下げる。

六、懲戒解雇は、即日解雇する。

（譴責基準）

第二十三條　譴責は、左の各号の一に該当する者につきこれを行う。

一、安全維持、秩序風紀維持、物品持込、持出、持物検査、入退場時間の打刻の規律に違反したとき。

二、正当な理由がなくて上長に反抗したり、その命令を守らなかつたりしたとき。

三、職権を濫用したとき。

四、自己の不注意のため、作業に支障を来したり、又は設備、機具、機械、器具等を破損したとき。

五、素行不良で職場に悪影響を及ぼすおそれがあると認められたとき。

六、勤務に不熱心なとき。

七、監督不行届により、災害、損害その他重大な事故を発生させたとき。

八、その他、事業場の規律風紀をみだしたとき。

（減給基準）

第二十四條　減給は、左の各号の一に該当する者につきこれを行う。

一、前條各号の行為が再度に及ぶか又は情状が重いとき。

二、自己の不注意から火災を起したとき。

三、故意又は重大な過失により作業能率を阻害したとき。

四、その他、前各号のような程度の行為のあつたとき。

（懲戒解雇基準）

第二十五條　懲戒解雇は、左の各号の一に該当する者につきこれを行う。但し、情状により減給、出勤停止、役付剥奪又は資格引下にとどめることがある。

一、前条各号の行為が再度に及んだとき。

二、前条各号の行為が情状特に重いとき。

三、安全衛生規則に違反して火災を起したとき。

四、上長の正当な命令を守らないため、又は安全衛生規程に違反したために重大な事故を起したとき。

五、故意又は重大な過失により、作業を妨げ、重大な支障又は事故を起したとき。

六、故意又は重大な過失により、設備、装置、機械、器具、備品などをこわしたとき。

七、社品又は他人の私有物を盗んだとき。

八、会社の承認を受けずに在籍のまゝ他に就職したとき。

九、重要な経歴又は住所、氏名などを詐って雇傭されたとき。

十、職務を利用して、不当な金銭、物品を貰ったり、要求したり若しくは饗応を受けたり、又は会社に不利益な契約などをしたとき。

十一、無断欠勤が三〇日間を通じ、一四日以上に及んだとき。

十二、会社の体面を著しく汚したとき。

十三、その他、前各号と同程度の行為のあったとき。

2．会社は前項に該当するものと認め審議中の者に対し、必要あるときは出勤を差止めることがある。

（損害賠償）

第二十六条　故意又は重大な過失により、会社に対し損害を与えたときは第二十三条乃至第二十五条を適用するほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第六款　休職

（私傷病による休職）

第二十七条　会社は、組合員が業務外の傷病のため引続き休業六ケ月に及んだときは休職とする。

2．休職期間は二ケ年以内とする。但し、結核性疾病その他特別の理由があるときは、更に一ケ年以内を延期する。

3．休職期間は、勤続年数に算入する。

4．この条の休職者が復職しようとするときは就業に差支ないことを証明する会社指定の医師の診断書を提出しなければならない。

（自己都合による休職）

第二十八条　会社は、組合員が前条第一項以外の自己都合により、引続き休業一ケ月以上に及び、その必要を認めたときは休職とする。

2　休職期間はその都度これを定める。この期間は原則として、勤続年数に算入しない。

（出向による休職）

第二十九条　会社は、組合員が業務の都合で出向を命ぜられたときは、その期間休職とする。この期間は勤続年数に算入する。

（公職就任による休職）

第三十条　会社は、組合員が市区町村長その他これに準ずる公職に就いた場合、必要と認めたときは、その期間休職とする。この期間は、勤続年数に算入しない。

（組合専従による休職）

第三十一条　会社は、組合員が組合専従者と決定したときは、その期間休職とする。この期間は勤続年数に算入する。

第七款　解雇及び退職

（基準）

第三十二条　会社は、組合員が左の各号の一に該当するときは、解雇又は退職させる。

一、本人が死亡したとき。

二、本人から退職の申出のあつたとき。

三、第二十五条適用のとき。

四、禁錮以上の刑に処せられ、又は少年法により教護院の養護施設、少年院に収容せられたとき。但し、業務上の過失又は情状によつてはこの限りでない。

五　停年（満五十五才）に達したとき。但し、特に必要と認めたときは嘱託として採用することがある。

六、休職期間満了までに復職しないとき。

七、業務上の事由による障害のため、作業に堪えないとき。但し、負傷又は疾病のため療養する期間及びその後三〇日間は、この限りでない。

八、業務上の事由による障害のため、打切補償を支給したとき。

九、身体に故障を生じたため、作業に堪えないとき。

十、前各号のほか、解雇又は退職させる場合は会社、組合協議決定した基準に該当するとき。

2　前項第七号本文及び第九号の場合は、引続き休業六ケ月に及んだとき、会社指定の医師の診断の結果による。

3　第一項第三号乃至第十号の場合は、三〇日前に予告するか又は平均賃金三〇日分以上の解雇予告手当を支給する。但し、法令による認定を

分け、左の通り定める。

一、譴責は、訓戒した上で、始末書を出させる。

二、減給は、譴責した上で、一回につき平均賃金の半日分以内、且つ総額で一ケ月の賃金総額の一〇分の一以内を減額する。

三、出勤停止は、譴責した上で、七日以内出勤を停止する。

四、役付剥奪は、譴責した上で、役付を免ずる。

五、資格引下は、譴責した上で、資格を引下げる。

六、懲戒解雇は、即日解雇する。

（譴責基準）

第二十三條　譴責は、左の各号の一に該当する者につきこれを行う。

一、安全維持、秩序風紀維持、物品持込、持出持物検査、入退場時間の打刻の規律に違反したとき。

二、正当な理由がなくて上長に反抗したり、その命令を守らなかつたりしたとき。

三、職权を濫用したとき。

四、自己の不注意のため、作業に支障を来したり、又は設備、装置、機械、器具等を破壊したとき。

五、素行不良で同僚に悪影響を及ぼすおそれがあると認められたとき。

六、勤務に不熱心なとき

七、監督不行届により、火災、傷害その他重大な事故を発生させたとき

八、その他、事業場の規律風紀をみだしたとき。

（減給基準）

第二十四條　減給は、左の各号の一に該当する者につきこれを行う。

一、前條各号の行為が再度に及ぶか又は情状が重いとき。

二、自己の不注意から火災を起したとき。

三、故意又は重大な過失により作業能率を阻害したとき。

四、その他、前各号のような程度の行為のあつたとき。

（懲戒解雇基準）

第二十五條　懲戒解雇は、左の各号の一に該当する者につきこれを行う。但し、情状により減給、出勤停止、役付剥奪又は資格引下にとどめることがある。

受けたときはこの限りでない。

（解雇、退職後の責任）

第三十三條　組合員は、解雇又は退職の後でも、在職中に生じた会社に対する責任は免れない。

第三節　就業規律

（遵守義務）

第三十四條　組合員は、就業規則及びその附帯規程に定める就業規律に従わなければならない。

（安全の維持）

第三十五條　組合員は、安全を維持し勤務を快適にするため、左の各号を守らなければならない。

一、工場安全衛生規程、現場作業心得、航務規程などを守ること。

二、互に友愛の念をもつて、協同して仕事をすること。

三、規定時間を守り、就業時間中はみだりに職場を離れないこと。

四、作業場は整頓し、清潔を守ること。

五、交替の時は、必ず引継を終つてから、作業現場を離れること。

六、所属長の指揮によらないで、勝手に作業を始めたり、止めたりしないこと。

（作業能率の向上）

第三十六條　組合員は、作業能率を維持向上するため、左の各号を守らなければならない。

一、原料、資材、動力、燃料その他消耗品を節約し、合理的に使うこと。

二、積極的に作業方法や機械、器具、装置、設備などの改善に努めること。

三、機械、器具、その他設備の故障、破損を起し、又は紛失したときは直に、所属長に報告すること。

（秩序風紀の維持）

第三十七條　組合員は、会社の秩序風紀を正しく良くして行くために、会社内では左の各号を守らなければならない。

一、演説、集会、貼紙、掲示、その他これに類する行為は、事前に会社へ申請しその許可を得なければ行わないこと。但し、第三章組合活動に規定のあるときはそれによる。

二、同僚その他従業員を誘つたり、強要して欠勤、遅刻、早退させたり、その他就業を妨げたり、又は退職を強要をしたりしないこと。

三、社品を私用したり、社内で私物を作つたり作らせたり、又は正当な手続をふまないで社品を持出したりしないこと。

四、流言しないこと。

五、風紀をみだすようなことをしないこと。

六、暴行、脅迫、妨害、傷害など、同僚その他の者に迷惑をかけるようなことをしないこと。

七、会社の事業又は定められた事項についてその秘密を洩らさないこと。

八、その他、社内の善良な習慣を破つたり、妨げたりしないこと。

（物品持込）

第三十八條　物品を社内に持込むときは、物品持込証を警備所で受け、持ち帰るときは、それを警備所に出さなければならない。

（物品持出）

第三十九條　物品を社外に持出すときは、所属長（係長以上）に届出て、物品持出証を警備所に出さなければならない。

（持物検査）

第四十條　工場長又はその命じた者が、工場の正常な秩序維持のために、持物検査をするときは、拒んではならない。但し、調べる者は、調べられる者の人格を傷つけるような言動をしてはならない。

2、前二条の手続をふまないで物品を持出すときは、一時警備所又は所属長がその物品を接收又は保管することがある。この場合、これを拒むことは出来ない。

（私用面会）

第四十一條　就業時間中は、私用外来者と面会してはならない。但し、やむをえないときは所属長（係長以上）の許可を受けて、所定の場所において面会することができる。

（従業員証、従業員徽章）

第四十二條　従業員証及び従業員徽章は、採用のとき交付し、退職のとき返納せしめる。

2　従業員証及び従業員徽章は毀損、紛失したり又は他人に貸与譲渡してはならない。

3、入退場のときと社内とでは、従業員証を必ず持つており、警備員又は従業員の正当な要求があるときは、これを見せなければならない。

社内では、会社貸与の従業員徽章を左胸部の見やすい所につけておかなければならない。

4、従業員証又は従業員徽章を持つて居ない者に対しては、入場を拒否し又は退場を命ずることがある。

（入退場時刻の打刻）

第四十三條　入退場のときは、本人が自分のタイム

カードをタイムレコーダーにより打刻しなければならない。

2. タイムカードに打刻がないときは、他に証明がない限り、当日を休務として扱う。但し、入退場のいずれか一方のみの打刻がないときは、他に証明がない限り四時間の遅刻又は早退とする。

3. 他人に打刻して貰ったり、他人のものを打刻してはならない。

（始業、終業と入退場）

第四十四條　組合員は、始業時刻前に入場して、準備を整えた上　始業の合図と共に直ちに就業し、終業の合図により作業を止め、整頓して後退場しなければならない。

（私用外出、早退）

第四十五條　私用外出又は早退はしてはならない。但し、やむを得ないときは、所属長（係長以上）の出門許可を得て出門証を受け警備所に出さなければならない。

（社用外出、公用外出）

第四十六條　社用又は公用のため出門するときは、所属長（係長以上）の許可を得て出門証を受け警備所に出さなければならない。

（入場禁止）

第四十七條　左の場合には、入場させないことがあり、又退場させることがある。

一、正当な理由なく、始業後三〇分以上遅れたとき。

二、秩序風紀をみだし又は安全衛生上有害と認められるとき。

三、業務に必要でない火器、兇器その他危険と思われるものを持っているとき。

第四節　就業時間及び休日休暇

第一款　就業時間

（就業時間）

第四十八條　常日勤制、三交替制及び所定勤務その他に分け、就業時間を左の通り定める。

一、常日勤制

始業・終業時刻	休憩
八時～一八時	一一時三〇分～一二時三〇分

二、三交替制

始業・終業時刻	休憩
八時～一四時	一一時三〇分～一二時三〇分
一四時～二〇時	一七時～一八時

二〇～翌八時	零時～一時 六時～七時

2、三交替制は三日目毎転換とし、九日を一週間とする。但し勤務は二日分勤務とする。

3、断続的勤務その他については別に定める。

（特殊勤務態様）

第四十九條　特別の必要あるときは、会社は組合と協議の上、前条の規定にかゝわらず、原則として平均拘束八時間、実働七時間の範囲内で特殊の勤務態様により作業させることがある。

（休憩）

第五十條　休憩は一せいに与える。但し交替制現場では作業に支障のないように交互に与える。

2、組合員は、休憩を自由に利用することができる。但し工場外へ出るときは通常の外出手続をふまなければならない。

（日直、宿直）

第五十一條　会社は、組合員に対し日直又は宿直勤務をさせることがある。

この場合は、組合と協定する。

（時間外就業）

第五十二條　会社は、業務上の都合でやむをえないときは、第四十八條で定められた時間以外に組合員に対し、早出、残業をさせ又は呼び出すことがある。この場合、超過時間については組合と協定する。

（出張等の時間外就業）

第五十三條　出張などにより工場外で勤務するときは、原則として通常時間勤務したものとみなす。

但し、左の各号のいずれにも該当するときは、時間外就業を認める。

一、予め時間外就業命令があつたとき又はあつたとみなされるとき。

二、拘束八時間、実働七時間を超えるとき。

三、出張先の所長又はこれに準ずる者の発行した時刻証明書又は之と同等の証明力があると認められる書類により、始業及び終業時刻が証明されるとき。

（女子、年少者）

第五十四條　満十八才未満の者は、所定就業時間を超えて時間外に就業させない。但し組合と協定により、時間外一時間まで就業させることができる。

2、満十八才未満の者及び女子は深夜（二二時－五時）及び交替制には就業させない。

3. 満十八才以上の女子に対しては、一日につき二時間、一週につき一二時間、一年につき四五〇時間を超えて時間外に就業させない。

（非常災害による時間外就業）

第五十五條　災害その他避けることのできない理由によって臨時に必要があるときは、前三条の規定にかかわらず、その必要の限度で労仂時間を延長することがある。

（育児時間）

第五十六條　生後満一ケ年にならない乳児を哺育する女子には定められた休憩時間のほか、一日につき二回、三〇分宛、所定の場所で哺育する時間を与える。

第二款　休日休暇

（休日）

第五十七條　休日は、左の通り与える。

一、公休日、原則として一週に一日

二、特定休日

(1) 元日……一月一日
(2) 成人の日……一月十五日
(3) 春分の日……春分日
(4) 天皇誕生日……四月二十九日
(5) メーデー……五月一日
(6) 憲法記念日……五月三日
(7) こどもの日……五月五日
(8) 会社創立記念日……六月一日
(9) 秋分の日……秋分日
(10) 文化の日……十一月三日
(11) 勤労感謝の日……十一月二十三日

2. 一賃金締切期間中に与える公休日数は、その期間中にある日曜日の数とする。但し、月の中途で採用した者及び二週間以上引続き休務した者については、出勤日よりその月の賃金締切日までの日曜日の数とする。

（休日出勤）

第五十八條　会社は、作業の都合により休日に組合員を就業させることができる。この場合、会社は休日の代休を原則としてその月の賃金締切日までに与える。但し、作業の都合上やむを得ないときは、組合と協定の範囲内で、代休を与えないことができる。

（公休日の割当）

第五十九條　公休日は一賃金締切期間毎に、予め各人毎に割当て、自己都合による変更は、認めない。

（女子、年少者）

第六十條　満十八才未満の者及び女子は公休日に就

業させない。但し、断続的勤務者についてはこの限りでない。

（特休日の範囲）

第六十一條　特休日の範囲は左の通りとする。

一、常日勤制では暦日による特休日の零時より二十四時までとする。

二、三交替制では暦日による特休日の八時より翌八時までとする。

但し、交替日にあたるときは前日の二〇時より翌日の八時までとする。

（休日と代休）

第六十二條　休日の就業が通常の所定就業時間に満たないときは、代休を与えない。

２　休日における三交替制通し勤務は休日出勤一日、通常日出勤一日とみなし、代休一日を与える。

３、休日における三交替制通し勤務の前半又は後半のみの勤務は夫々休日出勤一日とし代休一日を与える。

（年次休暇）

第六十三條　十二月二十一日より翌年十二月二十日までの一年につき、十四日の年次休暇を与える。

但し、十二月二十一日において九年以上継続勤務した者には、八年を超える一年につき一日を加える。

２　年度の中途において採用した者には、一賃金締切期間につき一日の割合とする。

３　年次休暇の請求権は毎年十二月二十一日に発生するものとする。但し、年度の中途において採用した者については、見習社員登用日とする。

４　年次休暇は請求された時期に与える。但し作業上やむをえないときは、他の時期に与えることができる。

（女子の休暇）

第六十四條　左の場合、女子に休暇を与える。

一、生理日の就業が困難な女子又は生理に有害な業務（事務関係を除く）に従事する女子が、生理休暇を請求したとき。

二、出産予定前六週間以内の休業を請求したとき。

三、産後六週間。但し、産後五週間を経過し、本人の就業の請求があつたときは、この限りでない。

２、流産のときは、前項の産後休暇を与えない。

但し、流産とは、妊娠八五日未満の場合とする。

（特別休暇）

第六十五條　冠婚葬祭その他、特別の場合、左の通

り休暇を与える。

一、結婚のとき…………五日

二、本人の子女並びに本人世帯主の場合その兄弟姉妹、結婚のとき…………二日

三、妻分娩のとき（死産、早産を含み流産は含まない）…………五日

四、本人の配偶者、父、母、子死亡のとき…………七日

五、妻分娩後五日以内に、生れた子が死亡したとき…………七日

六、配偶者の父母、子女の配偶者、本人の祖父母、兄弟姉妹、孫、死亡のとき。…………五日

七、本人の曾祖父母、伯叔父母、配偶者の祖父母、兄弟姉妹、本人の兄弟姉妹の配偶者死亡のとき。…………三日

八、前各号以外の親族、姻族が死亡し、自宅で葬儀をするとき。…………三日

九、第四号に掲げる者の法要又は祭祀をするとき（一年以内一回限り）…………一日

一〇、官公庁より公用のため出頭を命ぜられたとき。…………必要と認めた日数又は時間

一一、選挙権行使のとき。…………必要と認めた時間

一二、天災事変その他これに類する災害にかゝり特に必要と認めたとき…………必要と認めた日数

一三、転勤のとき…………必要と認めた日数

一四、運動部選手が対外試合に出場する場合で、会社が必要と認めたとき（本人の公休日又は特休日にあたるときを除く）…………必要と認めた日数又は時間

一五、その他、会社が必要と認めたとき…………必要と認めた日数又は時間

2　この条の休暇は休暇事由発生のときに継続してこれを与える。

3　この条の休暇日数は始期より終期までの日数とし、休日及び交替休の介在によって延長されない。

4　第一項第一号乃至第九号の場合、遠隔の地のときは、往復日数を加える。

（休日における休務）

第六十六条　公休日又は特休日当日の休務は、別段の定めのない限り、夫々公休又は特休とする。

（出張中の休日）

第六十七条　出張中の公休日又は特休日は、夫々公休

又は前休とする。但し特にその日に就業を命じ、且つ就業時間が書類により証明されるときはこの限りでない。

（休暇の申請）

第六十八條　組合員が休暇をとるときは、所定手續をふんで事前に申請しなければならない。

２、やむをえず事後になるときは、所定期限内に申請しなければならない。所定期限内に申請のないときは、この章による休暇としない。

（欠勤）

第六十九條　欠勤するときは、事前に届出なければならない。

２、やむをえず事後になるときは、所定期限内に届出なければならない。所定期限内に届出のないときは無断欠勤とする。

３　私傷病のため欠勤七日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

４、私傷病のため引続き、休業三ヶ月を超える者が出勤しようとするときは、就業に差支ないことを証明する会社指定の医師の診断書を提出しなければならない。

（休業の定義）

第七十條　この章において休業とは別段の定めのない限り、休暇を除く休務を意味するものとする。但し、「引続き休業」と規定してある場合、休暇の入れによって休業は中断されないものとする。

第五節　給与

第一款　賃金

（賃金の項目）

第七十一條　賃金は左表の通りとする。

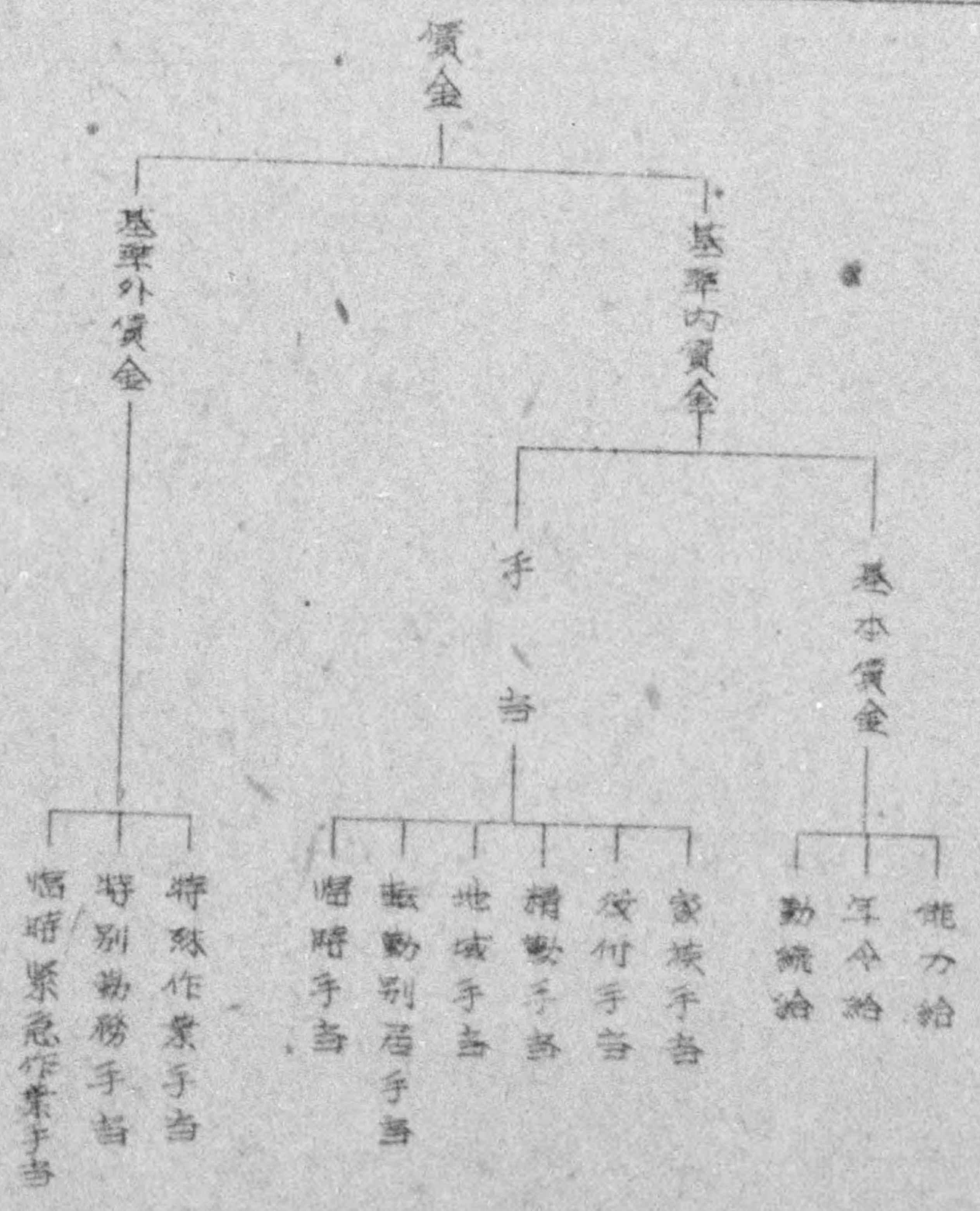
賃金
基準内賃金
基本賃金
能力給
年令給
勤続給
手当
家族手当
役付手当
精勤手当
地域手当
転勤別居手当
臨時手当
基準外賃金
特殊作業手当
特別勤務手当
臨時緊急作業手当

業させない。但し、断続的勤務者についてはこの限りでない。

（特休日の範囲）

第六十一條　特休日の範囲は左の通りとする。

一　常日勤制では暦日による特休日の零時より二十四時までとする。

二　三交替制では暦日による特休日の八時より翌八時までとする。

但し、交替日にあたるときは前日の二〇時より翌日の八時までとする。

（休日と代休）

第六十二條　休日の就業が通常の所定就業時間に満たないときは、代休を与えない。

2　休日における三交替制通し勤務は休日出勤一日、通常日出勤一日とみなし、代休一日を与える。

3　休日における三交替制通し勤務の前半又は後半のみの勤務は夫々休日出勤一日とし代休一日を与える。

（年次休暇）

第六十三條　十二月二十一日より翌年十二月二十日までの一年につき、十四日の年次休暇を与える。

但し、十二月二十一日において九年以上継続勤務した者には、八年を超える一年につき一日を加える。

2　年度の中途において採用した者には、一賃金締切期間につき一日の割合とする。

3　年次休暇の請求権は毎年十二月二十一日に発生するものとする。但し、年度の中途において採用した者については、見習社員登用日とする。

4　年次休暇は　請求された時期に与える。但し作業上やむをえないときは、他の時期に与えることができる。

（女子の休暇）

第六十四條　左の場合、女子に休暇を与える。

一、生理日の就業が困難な女子又は生理に有害な業務（事務関係を除く）に従事する女子が、生理休暇を請求したとき。

二、出産予定前六週間以内の休業を請求したとき。

三、産後六週間。但し、産後五週間を経過し、本人の就業の請求があつたときは、この限りでない。

2　流産のときは、前項の産後休暇を与えない。

但し、流産とは、妊娠八五日未満の場合とする。

（特別休暇）

第六十五條　冠婚葬祭その他、特別の場合、左の通

とする

六、オ一四一条オ六号により、就業禁止を命ぜられたとき、但し、オ一四一条オ一号乃至オ五号又はオ七号により就業禁止を命ぜられたときは、私傷病による欠勤とする。

三、オ二五条オ二項により労働を差止められたとき。

（賃金を支払わない特例）

第七十八條　左の各号の一に該当するときは、その期間の賃金を支払わない。

一、出勤停止の懲戒処分を命ぜられたとき。

二、オ二〇条乃至オ三一条により休職となったとき、但しオ二七条の場合は「休職者見舞金規定」により見舞金を贈与し、オ二九条の場合は、その都度給与の支払につきこれを定める。

三、公傷病により休業したとき。但し、この場合はオ八節に定めるところにより災害補償を行う。

四、労働組合の活動又は労働争議により、会社業務につかなかったとき、但しオ三章オ一七六条オ二項の場合は、この限りでない。

（賃金の控除）

第七十九條　賃金支払の際、左の各号の一にあたるものを予め控除することができる。

一、給与所得税。

二、健康保険、厚生年金、その他社会保険の保険料。

三、社宅費、寮費、食費。

四、共済会々費。

五、組合費

六、前払金又は貸付金、但し労働することを条件とするものを除く。

（能力給）

第八十條　未経験者の能力給は、傭員期間中左の通りの日給額とする。

年令別	金額 円
16才	46.42
17〃	47.29
18〃	48.17
19〃	48.60
20〃	49.04
21〃	49.48
22〃	49.92
23〃	50.35
24〃	50.80
25〃	51.23
26〃	51.67
27〃	52.10
28才	52.55
29〃	52.98
30〃	53.42
31〃	53.86
32〃	54.30
33〃	54.73
34〃	55.18
35〃	55.61
36〃	56.05
37〃	56.48

第八十一條　経験者に対しては、左の区分に従って夫々、経験年数を乗じ、年数半年を増す毎に四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3.

四銭を加へる。但し、傭員に採用するときは最低の指数をとる。

経験労力別	指数	
同種産業の同種労力	○・六	一・○
同種産業の異種労力	○	○・五
異種産業の同種労力	○・五	一・○
異種産業の異種労力	○	○・三

第八十二条　当該年度卒業者の初給日給額は、傭員期間中、年令の如何にかゝわらず左の通りとする。

区分	金額
旧制中学四年修了者	四九円九四
旧制中学五年修了者	五〇　八二
新制高等学校卒業者	五二　二四
旧制高等商学校卒業者	五五　六九
新制大学卒業者	五七　〇二
旧制大学卒業者	五八　三四

第八十三条　第十一条但書に該当する者で、必要あるときは、前三条の規定にかゝわらず別途処置することができる。

第八十四条　傭員が見習社員に登用されるときは、能力検定を行い、能力給にその六分の一以上六分の二・三までを加算する。

2、見習社員が社員に登用されるときは能力給（日給）を二五倍した額を月額とする。

（年令給）

第八十五条　年令給の支給額は、左の区分による。

年令区分	金額
数え年一七才以下	一六〇〇円
数え年一八才以上二〇才まで	一年増す毎に三二円
数え年二一才以上三〇才まで	一年増す毎に四八円
数え年三一才以上四七才まで	一年増す毎に三二円

2　四七才以上の者は四七才の者の額とする。

3、年令は、一月一日現在をもって算定する。

第八十六条　年令給は月給制とする但し、見習社員及び傭員は、傷病給を除く欠勤一日につき二十五分の一を差引く。

（勤続給）

第八十七条　勤続給の支給額は、勤続一年につき、月額四十八円とする。

第八十八条　勤続年数の算定期日は、毎年二回、一月一日及び七月一日とする。

二、算定に当っては、資格の如何を問わず、最初に当会社へ入社した日より起算する。但し、一旦退社した者は、前の勤続年数は加算しない。

第八十九條　勤続給の支給方法は、月給制とする。

（家族手当）

第九十條　扶養家族を有する者に対しては、家族手当を支給する。但し、支給対象となる扶養家族の数は八人までとする。

第九十一條　家族手当支給額は、左の区分による。

区分	金額
配偶者	九六〇円
其の他の扶養家族	五六〇円

第九十二條　扶養家族と認める者は、当該従業員の収入によってのみ生計を維持することが明かな左に掲げる者をいう。但し、生活保護法による各地域別支給額以上の収入を得ている者を除く。

一　配偶者（届出をしないでも事実上婚姻関係にある者を含む。）

二、二親等内の親族で、数へ年十八才以下若しくは六十一才以上の者又は不具廃疾者。

三、その他、常備員申により明かに扶養しなければならぬと認められた者。

第九十三條　家族手当の支給を受けるべき従業員二人以上が同一扶養家族を有するときは、年長者のみこれを支給する。

第九十四條　家族手当の支給を受けるべき資格及び條件の発生、消滅又は変更のあったときは、その事由発生の月（二一日〜二〇日）より家族手当の支給を開始、停止又は変更する。但し、所定の届出期間内に届出のないときは、届出受理の日の月より支給を開始する。

第九十五條　家族手当の支給方法は、月給制とする。

（役付手当）

第九十六條　役付手当の支給額は、左の区分による。

役付別	金額
係長	九六〇円
主任	七二〇円
組長	四八〇円
班長	三二〇円

第九十七條　役付手当の支給方法は、月給制とする。

（精勤手当）

第九十八條　精勤手当の支給額は、左の区分による。

一、社員

出欠勤	金額
皆勤	月額能力給の三五%
欠勤一日まで	月額能力給の二〇%
欠勤二日まで	月額・能力給の一〇%
欠勤三日以上	支給せず

二　見習社員・傭員

出欠勤	金額
皆勤	月額能力給の九日分
欠勤一日まで	月額能力給の五日分
欠勤二日まで	月額能力給の二日分
欠勤三日以上	支給せず

第九十九條　遅刻、早退、又は私用外出は、五回をもつて欠勤一日とみなす。

但し、一時間未満は一時間として計算し、遅刻、早退又は私用外出が五回に満たなくとも通算七時間を越える場合には、欠勤一日とみなす。

２　前項の計算の場合、休憩時間中の私用外出は回数及び時間に算入しない。

（地域手当）

第百條　地域手当の支給額は、その月支給される基本賃金と家族手当の合計額に〇・〇八三を乗じた金額とする。

（転勤別居手当）

第百一條　転勤のため家族を前任地に残して別居している者には、月額六四〇円を支給する。但し家族が前任地に引続き居住し、前任地における地域手当が現任地の地域手当より多いときは、その差額を加給する。

（臨時手当）

第百二條　各人の基準内賃金に対する給与所得税相当額を、臨時手当として支給する。

（特殊作業手当）

第百三條　特殊作業を行う者には、実作業一時間につき六円四〇銭以内で、特殊作業手当を支給する。

２　前項の計算の場合、一ケ月通算で一時間未満の端数があるときは、一時間に切り上げる。

３　特殊作業の種類及び各作業別支給額は、労仂度、寒熱度、危険有害度、作業環境を勘案して別に定める。

（特別勤務手当）

第百四條　特別勤務を命ぜられた者に対しては、第百五条乃至第百九條の定めるところにより手当賃金又は割増賃金を支給する。

第百五條　早出、残業については、実働一時間につき左の算式(一)による賃金を支給する。但し、特定休日における通常日の所定就業時間を超える勤務及び短時間勤務の場合は算式(二)による。

(一)　$\left(\frac{\text{能力給(月額)}+\text{特定賃金}}{\text{平均一ケ月所定労働時間}}+\text{特殊作業時間給}\right)\times 1.25$

(二)　$\left(\frac{\text{能力給(月額)}+\text{特定賃金}}{\text{平均一ケ月所定労働時間}}+\text{特殊作業時間給}\right)\times 2.0$

第百六條　深夜勤務については、実働一時間につき左の算式による割増賃金を、支給する。

$\left(\frac{\text{能力給(月額)}+\text{特定賃金}}{\text{平均一ケ月所定労働時間}}+\text{特殊作業時間給}\right)\times 0.25$

第百七條　休日出勤については、代休を与えたか否かにより、夫々、実働一時間につき左の算式による割増賃金又は賃金を支給する。

一　公休日の場合

(1)　代休を与えたとき

$\left(\frac{\text{能力給(月額)}+\text{特定賃金}}{\text{平均一ケ月所定労働時間}}+\text{特殊作業時間給}\right)\times 0.25$

(2)　代休を与えなかったとき

$\left(\frac{\text{能力給(月額)}+\text{特定賃金}}{\text{平均一ケ月所定労働時間}}+\text{特殊作業時間給}\right)\times 1.25$

二、特定休日の場合

(1)　代休を与えたとき

$\left(\frac{\text{能力給(月額)}+\text{特定賃金}}{\text{平均一ケ月所定労働時間}}+\text{特殊作業時間給}\right)\times 0.75$

(2)　代休を与えなかったとき

$\left(\frac{\text{能力給(月額)}+\text{特定賃金}}{\text{平均一ケ月所定労働時間}}+\text{特殊作業時間給}\right)\times 2.00$

第百八條　前三条の特定賃金とは、年令給、勤続給、役付手当、精勤手当、地域手当（家族手当を基礎として算定される額を除く）臨時手当を夫々、月平均の所定労働日数出勤した場合に支給されるべき額の合計額をいう。

又　平均一ケ月所定労働時間数は六分の一、〇〇〇とする。

第百九條　宿直者に対しては、一回につき二五〇円以内の手当を支給する。

（臨時緊急作業手当）

第百十條　第五十五條による臨時緊急作業をした場合には一回につき七〇円以内の臨時緊急作業手当を支給する。

（生産手当）

第百十一條　生産能率の特別の向上があった場合には、褒賞金として生産手当を支給することがある。

2. 生産手当の具体的細目は、会社が組合と協議の上決定する。

第二款　旅費

（旅費の支給）

第百十二條　組合員が、社用を帯びて出張するときは、この款の定めるところにより旅費を支給する。

2. 旅費はすべて順路によってこれを支給する。

（私用旅行中の社用）

第百十三條　私用旅行中、社用を命じたときは、その社用に服する期間、この款の定めるところにより旅費を支給する。

（社用旅行中の私用）

第百十四條　社用旅行中、私用のため滞在し又は他路へ転じたときは、その部分に対する旅費は、これを支給しない。但し、疾病その他やむをえない事故により滞在するときは、その期間中、日当及び宿泊料を支給することがある。

（事業区域外特定区域外の旅費）

第百十五條　事業区域外、特定区域外に出張するときは、左表により計算した旅費を支給する。

区分	車馬賃（四粁に付）	汽車賃	汽船賃	日当	宿泊料		日帰り旅行の場合の日当
					会社施設利用	会社施設不利用	
部長、工場長、次長又は二級社員以上	二五円	二等	一等	四〇〇円	三〇〇円	八五〇円	二〇〇円
課長、係長又は四級社員以上	二五円	二等	二等	三七五円	二七五円	七〇〇円	一七五円
主任以下役付社員又は七級社員以上	二五円	二等	二等	三五〇円	二五〇円	六五〇円	一五〇円
その他の者	一五円	三等	三等	三五〇円	二五〇円	六五〇円	一五〇円

2. 宿泊にあたっては、会社施設利用可能の場合は、これを利用するのを原則とし、これを利用しない場合は工場長の承認を得たときに限る。

（実費支給）

第百十六條　急行列車に乗車を命じたときは、その実費を支給する。

2. 汽車及び汽船の等級で資格に該当するものがないときは、その実費を支給する。

3. 国鉄電車区間又は私鉄区間については、原則として二等以上の運賃を支給しない。

（一泊旅行と夜行利用の場合の宿泊料増給）

第百十七條　汽車又は汽船中の宿泊を除く外、一泊旅行をするときは、宿泊料定額の五割を増給する。

２、目的地に宿泊せず、夜行汽車又は汽船をもつて往復旅行するときは、会社施設利用の場合の宿泊料定額の三割を増給する。

３、前項以外の汽車又は汽船中に宿泊するときは一回につき、会社施設利用の場合の宿泊料定額の二割を増給する。

（特別地域の日当宿泊料）

第百十八條　左の地に旅行するときは、その地に到着の日より出発の日まで、日当及び宿泊料を左の通り増給する。但し、日帰り旅行の場合における日当についてはこの限りでない。

一、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、札幌市……定額の二割

二　前号以外の市、北海道……定額の一割

（同一地域長期滞在の日当宿泊料）

第百十九條　同一地域に到着の日より起算して滞在一〇日以上に達したときは　その翌日より滞在中、左の区分により所定の日当及び宿泊料を減じて支給する。但し滞在地出発当日以後は減給しない。

同一地域滞在期間	日当・宿泊料支給額
一一日より二〇日まで	所定額の四分の三
二一日より三〇日まで	所定額の三分の二
三一日以上	その都度決定する

２、前項の滞在期間中、当該滞在地より一時出張をするときは、その出張期間中に限り、前各条に定める普通旅費を支給する但し日帰り出張の場合は、この限りでない。

（事業区域内の旅費）

第百二十條　事業区域（川崎市、東京都大田区、横浜市鶴見区、神奈川区）内に出張するときは、汽車賃、汽船賃、車馬賃の実費を支給する。但し食費を支給する必要のあるときは、左表による。

種別		金額	備考
食費	朝	三〇円	用務の開始が始業時刻前のとき
	昼	三〇円	用務が正午以前より十三時以後にわたるとき
	夜	三〇円	用務の終了が終業時刻後のとき

（特定区域の旅費）

第百二十一條　特定区域（大田区を除く東京都区部、鶴見区、神奈川区を除く横浜市）に出張するときは、一五〇円を支給する。

（東京区域内、特定区域内の宿泊）

第百二十二條　東京区域内又は特定区域内の出張に対しては、宿泊料を支給しない。但し特に必要があつて宿泊する場合は、別途宿泊料を定める。

（転勤の旅費手当、家財荷造運送賃）

第百二十三條　転勤を命ぜられた者に対しては、資格相当の普通旅費を支給するほか、左表により転勤手当を支給する。

種別	世帯主となり家族を扶養する者		然らざる者	
	内地北海道各地域内	内地北海道相互間	内地北海道各地域内	内地北海道相互間
住居の移転を為す者	該当の日当三〇日分	該当の日当四五日分	該当の日当一〇日分	該当の日当一五日分
然らざる者	該当の日当七日分		該当の日当七日分	

2　家財荷造運送賃の実費は必要やむをえないもので場長の認める範囲内において、証憑書類により支給する。

（家族の旅費）

第百二十四條　転任地に同居家族を帯同赴任するときは、これに対して本人同等の普通旅費を支給する。但し、満十二才未満の者に対する分はその半額とし、満六才未満の者に限り乗車賃を含まない。

（家族の移転）

第百二十五條　第百二十三條第二項及び第百二十四条の規定は、家族の移転につき左の場合に準用する

一　転勤当時、同居する家族を前任地より転任地に引き纏めるとき。

二　転勤に際し、同居家族を転任地以外の地に移転させ置くとき。

　但し当該家族に対する旅費その他の会社の負担は当該家族移転地までとし、爾後転任地への家族の再移転費はこれを支給しない。

三　勤務地以外の地に扶養家族を有する者が転勤を命ぜられ、転任地に当該家族を引き纏めるとき。

（帰郷旅費）

第百二十六條　第百三十九条の定めるところにより

旅費を支給するときは、前三条を準用する。

（兼務事業場旅費）

第百二十七條　他の事業場に兼務を命ぜられた者が当該工場に旅行するときは、往復の旅費を支給する。

2　兼務事業場に滞在期間中の手当は、その都度定める。

（規定外の等級）

第百二十八條　特別の事由により規定外の等級に乗車若しくは乗船したときは、その実費を支給することがある。

（特殊用務）

第百二十九條　特殊の用務を帯びて旅行し、この款の定めるところにより難いとき、又は地域を指定し長期の滞在を命ずるときは、特別の取扱をすることがある。

第六節　退職金

（算定基礎）

第百三十條　退職金は左の金額に別表に規定した支給率を乗じたものとする。

一、才百三十一条才二号及び才三号に該当する事由が労働者災害補償保険法により業務上によるものと認定された退職者の場合。

$$\text{退職時における退職者個人の基本賃金}\times\frac{\text{退職時の全電工平均基準内賃金額見込額}}{\text{退職時の全電工平均基準内賃金手取額}}$$

二、その他の退職者の場合

$$\text{退職時における退職者個人の基本賃金}\times 0.7\times\frac{\text{退職時の全電工平均基準内賃金額見込額}}{\text{退職時の全電工平均基準内賃金手取額}}$$

2、前項の算定方法による算定は、小数点以下三位までとし、三位は四捨五入し、小数点以下二位にとどめる。

（支給條件）

第百三十一條　組合員が、左の各号の一に該当する事由により退職したときは、別表才一号表により退職金を支給する。

一、停年に達したとき。

二、死亡したとき

三、身体の故障で作業に堪えないとき。

四、その他やむをえない事由があるとき。

第百三十二條　組合員が、自己の都合により退職したときは、別表才二号表により退職金を支給する。

第百三十三條　組合員が、才二十五条及び才三十二条才四号により解雇されたときは別表才三号表により退職金を支給する、但し情状により減額し又は支給しないことがある

第百三十四条　組合員、第三十二条第十号により解雇されたときは、別表第四号表により退職金を支給する。

（退職金の増額）

第百三十五条　組合員で在職中特に功労のあった者又は特殊の勤務に従事した者に対しては、第百三十一条、第百三十二条及び第百三十四条の規定によるほか、三割以内の増額をすることがある。

（勤続期間の計算）

第百三十六條　勤続期間の計算は左による。

一　勤続期間の起算は、入社日よりとする

二　勤続年数の計算に一年未満の端数を生じたときは、月割計算とする。

（死亡退職の場合の支給範囲及び順位）

第百三十七條　組合員が、死亡した場合における退職金支給の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第四十二條乃至第四十五條の規定を準用する。

（支払期日）

第百三十八條　退職金の支払は、退職発令の日より一週間以内とする。

（旅費規程の準用）

第百三十九條　第百三十一条及び第百三十四条の退職により、住居の移転をするときは、第五節第二款の規定を準用し、旅費及び必要な実費を支給する。

別表

勤続年数	支給月数 第一号表	支給月数 第二号表	支給月数 第三号表	支給月数 第四号表
満一年	一	―	―	一
二年	二	―	―	三
三年	三	一	―	五
四年	五	二	―	八
五年	七	三	一	一一
六年	九	五	二	一四
七年	一二	七	三	一八
八年	一五	九	四	二二
九年	一八	一二	六	二六
一〇年	二一	一五	八	三〇
一一年	二五	一八	一〇	三五
一二年	二九	二一	一二	四〇
一三年	三三	二五	一四	四五
一四年	三七	二九	一七	五〇

満一五年	一六年	一七年	一八年	一九年	二〇年	二一年	二二年	二三年	二四年	二五年	二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年	備考
四一	四六	五一	五六	六一	六七	七三	七九	八六	九三	一〇〇	一〇八	一一六	一二五	一三四	一四四	満三〇年を超える一年に対する加算月数 第一号表 一〇ケ月 第二号表 一〇ケ月 第三号表 八ケ月 第四号表 一三ケ月
三三	三七	四一	四六	五一	五六	六一	六八	七五	八二	九〇	九八	一〇六	一一五	一二四	一三四	
二〇	二三	二六	二九	三三	三七	四一	四六	五一	五六	六二	六八	七四	八一	八八	九六	
五六	六二	六八	七四	八二	九〇	九八	一〇七	一一六	一二五	一三五	一四五	一五五	一六六	一七七	一九〇	

第七節　安全衛生

（安全衛生の遵守）

第百四十条　会社は組合員の安全衛生に寄与するための措置を講じなければならない。

2. 組合員は、会社の定める安全衛生規程を守り安全衛生の向上に努めなければならない。

3　安全衛生規程に違反した者に対しては、第八節災害補償に定める給付の制限を行うことがある。

（就業禁止）

第百四十一条　左の各号に掲げる場合には、医師である衛生管理者の認定により、就業することが出来ない。

一、法定伝染病に罹ったとき

二、再帰熱、麻疹、炭そ、鼻そ、その他これに準ずる伝染病に罹っているとき。

三、結核、梅毒、淋病、膿漏性結膜炎、トラホーム、その他これに準ずる伝染性疾患に罹っていて、他に伝染のおそれがあるとき。

四、精神病に罹っているとき。

五、胸膜炎、結核、心臓病、脚気、関節炎、急性泌尿生殖器病等に罹っていて労仂のため著しく病勢が増悪するおそれのあるとき。

六、同居の者が、伝染病に罹り又はその疑があり、必要な期間を経過しないとき。

七、その他衛生上特に有害と認められるとき。

（教育）

第百四十二條　組合員は、会社の行う安全衛生に関する教育に参加しなければならない。

（健康診断）

第百四十三條　会社は、雇入のとき及び毎年二回、その他必要あるときに、健康診断を行う。

２、組合員は、前項の健康診断を受け、且つ、その指示に従わなければならない。

３、第一項の健康診断を受けない者は、所定の診断項目について他の医師の健康診断書を提出しなければならない。

第百四十四條　会社は、健康診断の結果、健康上保護を必要とする者に対して、就業場所、業務の転換、就業時間の短縮、治療等の健康保持に必要な措置を講ずることがある。

第八節　災害補償

第一款　総則

（目的）

第百四十五條　組合員の業務上の事由による負傷、疾病、廃疾又は死亡に対する補償は、この節の定めるところによる。

２、前項の補償は解雇によって変更されることはない。

（業務上の事由）

第百四十六條　業務上の事由とは、左の各号の一に該当するものをいう。

一、会社の仕事をする意思をもつてしたことが災害の原因であるとき。

二、会社の施設、設備、機械の破損、爆発その他の欠陥などが災害の原因であるとき。

三、作業中、同僚の過失、不注意などにより、災害がたまたま起されたとき。

四、職業病と認められたとき。

２、前項の業務上の認定は「災害補償認定細則協定」による。

（補償の種類）

第百四十七條　災害補償は、左の六種とする。

一、療養補償

二、休業補償

三、障害補償

四、遺族補償

五、葬祭料

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3.

六、打切補償

（特別補償）

第百四十八條　業務上重大な事故を防止しようとし又は従業員の生命を救うために災害を受けたため、死亡し又は将来作業に堪えないと認めたときは、特別の補償をすることがある。

（給付の制限）

第百四十九條　補償を受ける者が同じ事由について労働者災害補償保険法によつて給付を受けるとき、民法によつて損害賠償を受けるとき、又は他の法規によつて給付を受けるときは、その額を差引いて補償する。

第百五十條　自己の重大な過失によつて負傷し又は疾病に罹り、その事実について行政官庁の認定を受けたときは、休業補償又は障害補償の全部又は一部を支給しないことがある。

第百五十一條　左の各号の一に該当するときは、その期間療養補償及び休業補償は行わない。

一、禁錮以上の刑に処せられ又は少年法により矯正院、感化施設、少年院に収容せられたとき。但し、このことが業務上の事由によるときは、この限りでない。

二、正当な事由がないのに診療を拒んだり、故意に労働者災害補償保険法による給付を受けないとき。

（請求権）

第百五十二條　この節による補償請求権は譲渡してはならない。

２、補償請求権は、二ケ年間、これを請求しないときは、時効によつて消滅する。

（安全衛生委員会）

第百五十三條　第百四十六條の認定及び第百五十條の決定が困難なときの認定及び決定、第百四十六條の認定と補償額の決定並に第百五十條の補償額の決定は、安全衛生委員会で行う。

第二款　療養補償、休業補償

（療養補償）

第百五十四條　業務上負傷し又は疾病に罹つたときは、治癒するまで療養させ又は療養に必要な費用を支給する。但し、第百五十八條に規定する場合は除く。

（療養の範囲）

第百五十五條　前條の療養の範囲は、左の各号による。

一、診察

二、薬剤又は治療材料の支給

三、処置、手術、その他の治療

四、病院又は療養所への収容

五、看　護

六、移　送

七、転地療養

２、前項第四号乃至第七号の補償は、医師の意見によって必要と認めたものに限る。

（休業補償）

第百五十六条　前条の療養のため休業したときは、平均賃金相当額を補償する。

第三款　障害補償、打切補償

（障害補償）

第百五十七条　業務上負傷し又は疾病に罹り、治療したときにおいて身体障害が残る場合は、その障害の程度に応じて、別表一により補償する。

但し、左の各号の場合は、障害等級を繰り上げることができる。

一、第五級以上の身体障害が二つ以上あるときは　三級繰り上げる

二、第八級以上の身体障害が二つ以上あるときは　二級繰り上げる

三、第十三級以上の身体障害が二つ以上あるときは、　一級繰り上げる

２、別表に掲げる以外の身体障害がある者には、障害の程度に応じて、その表に準じて補償する。

３、既に身体障害のある者が、負傷又は疾病によって、同一部位につき障害の程度を加重したときは、傷状により、その加重した障害に該当する補償額より、既にあった障害の補償額を差引いた額以上を補償する。

（打切補償）

第百五十八条　第百五十四条の規定により療養補償を受ける者が、療養開始後三ケ年を経過しても負傷又は疾病が治癒しないときは、平均賃金の一、〇〇〇日分の打切補償を支給し、その後この節による補償はしない。

第四款　遺族補償、葬祭料

（遺族補償）

第百五十九条　業務上の事由により死亡したときは遺族又は死亡当時その収入によって生計を維持した者に対して、左の区分によって補償する。

一、死亡当時、死亡者の収入によって生計を維持した者のないとき　平均賃金の一、〇〇〇日分

二、その他の場合　平均賃金の一、六六六日分

（葬祭料）

第百六十條　業務上の事由により死亡したときは、葬祭をする遺族又は葬祭を行う者に対し、平均賃金一〇〇日分に相当する葬祭料を支給する。

第五款　補償金請求及び支拂

（療養補償、休業補償の支払日）

第百六十一條　療養補償は請求のあつたとき、休業補償は賃金締切日までのものをその月の賃金支払日に支払う。

（障害補償、打切補償、葬祭料の支払日）

第百六十二條　障害補償、打切補償及び葬祭料は、請求のあつた日より七日以内に支給する。但し証憑書類を調査するため期限を延長することがある。

（分割補償）

第百六十三條　障害補償及び遺族補償は六年間、毎年分割して支払うことができる。

２　分割補償額は別表による。

（遺族補償の支給範囲及び順位）

第百六十四條　遺族補償を受ける者の範囲及び順位については、第百三十七條を準用する。

別表一

身体障害等級及び障害補償料金

等級	障害補償料金
第一級	平均賃金二、三三三日分
第二級	〃一、九八三日分
第三級	〃一、七五〇日分
第四級	〃一、五三三日分
第五級	〃一、三一六日分
第六級	〃一、一一六日分
第七級	〃九三三日分
第八級	〃七五〇日分
第九級	〃五八三日分
第十級	〃四五〇日分
第十一級	〃三三三日分
第十二級	〃二三三日分
第十三級	〃一五〇日分
第十四級	〃八三日分

別表二

災害分割補償表

級別	補償額
第一級	平均賃金四〇〇日分
第二級	〃三五五日分

	平均賃金
第三級	〃　三一七日分
第四級	〃　二七三日分
第五級	〃　二三七日分
第六級	〃　二〇〇日分
第七級	〃　一六七日分
第八級	〃　一三三日分
第九級	〃　一〇五日分
第十級	〃　八〇日分
第十一級	〃　六〇日分
第十二級	〃　四二日分
第十三級	〃　二七日分
第十四級	〃　一五日分
選挙補償	〃　三〇〇日分

第三章　組合活動

第一節　総則

（組合活動の時間）

第百六十五條　組合活動は原則として就業時間外に行う。但し、第二節に定める組合専従者（以下専従者という）及び第三節に定める専従者以外の組合員の就業時間中の組合活動はこの限りでない。

（組合活動の費用）

第百六十六條　組合活動の為の費用は、一切組合の負担とする。

2、会社は、組合に対し会社建物の一部（電話、放送、電気、水道等の附帯施設を含む）及び備品の利用を認め、別に民法上の契約を締結する。この場合、すべて有償とし、賃貸期間、価額その他必要事項については、一般社会の標準に基いて、会社、組合協議決定する。

（会社施設の利用）

第百六十七條　組合が、組合活動のため、左の各号に規定する以外に、会社の構内又は施設、什器備品などを借用（又は利用）するときは、予め会社の許可を受けなければならない。

一、組合事務所（電話、電灯、瓦斯、水道などの附帯施設を含む）の利用については、別冊「組合事務所賃貸借契約書」による。

二、組合事務所隣接会議室は会社、組合双方夫々随時相手方の都合を勘案の上利用するものとする。

三、組合掲示板

(1) 会社は、工場内の一定場所に、組合掲示板を設置する。

(2) 一定場所は、左の通りとする。

昭和駅口門、浦町駅口門、大川工場正門、白石変電所正門、及び各職場（職場委員長の希望を考慮して、各課長が指定した場所）

(3) 組合は、組合掲示板以外に、会社施設内では一切貼紙、掲示を行わない。但し、会社が認めたときは、この限りでない。

(4) 組合は、組合掲示板の貼紙、掲示については、一切の責任を負う。

四 放送

(1) 組合が、放送設備の利用を必要とするときは、事前に会社に許可願を提出しなければならない。

(2) 放送設備の使用料は別に定める。

2 前項の場合、会社は、その業務に支障のない限り、これを承認する。

3. 組合が、利用又は借用した会社の施設、什器備品を汚損、破壊したときは組合の費用で復原又は時価で賠償させることがある。

（組合活動の届出）

第百六十八條 組合は、会社の施設内において、組合活動としての集会その他団体行動を行うときは予め会社に届出なければならない。

第二節 専従者

（定義）

第百六十九條 会社は、組合が就業時間に拘束されない専従者を置くことを認める。

2 専従者とは、一切会社業務を行わず、組合及びその関係する外部団体の業務を行う会社従業員たる組合員をいう。

（認定及び人数）

第百七十條 専従者の人数は、一二名（組合長、副組合長、書記長、各一名、中央執行委員六名、書記三名）とし、この他、時に応じ加盟上部団体に派遣する若干名を加える。

2. 組合は、専従者の氏名及び選任当時の会社の所属、組合役名（或は派遣先名）専従期間を会社に届出る。

（専従期間中の一般的取扱）

第百七十一條 会社は、専従者なる故をもって不利益な取扱をしない。

（専従期間中の取扱）

第百七十二條 専従者の専従期間中の取扱は、左の通りとする。

一、在任期間中休職とする。但し、この期間は勤続年数に算入する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3.

二、賃金、才二章才五節に定める賃金は、その期間中停止する。

三、旅費、才二章才五節に定める旅費は、支給しない。

四、福利厚生、一般従業員と同様に取扱う。

五、共済会、一般従業員と同様に取扱う。但し共済会費は毎月組合がこれを徴收して共済会に納入する。

六、保険関係

(1)健康保険法、厚生年金保険法、失業保険法については、会社との関係では、被保険者としての資格を失う。

(2)才二章才八節災害補償の規定は、左の各号の一に該当する場合にのみ適用する。但し、その災害が労災保険法の保険事故であるときは、その限度において会社は補償の責をとらない。

(一)工場内において、会社の施設、設備機械の破損、爆発その他の欠陥などが災害の原因であるとき。

(二)工場内において、従業員の過失により、たまたま災害が起されたとき。

(三)会社の責に帰すべき欠陥(寮附属食堂等の給食による集団中毒や集団伝染病の発生等)により、災害が起されたとき。

七、年次休暇、一般従業員と同様に取扱う。

(専従解任後の取扱)

第百七十三條　専従者が、その任を解かれたときは会社は、直に原職復帰を命ずる。但し、特別の場合には、会社、組合双方協議の上決定する。

２、賃金、資格などの待遇に関しては、復職の際専従期間中の一般基準と当人の従来の会社勤務当時の成績を勘案して、これを定める。

第三節　専従者以外の組合員

第一款　組合活動と就業時間との関係

(基準)

第百七十四條　会社は、左の場合に限り、就業時間中の組合活動を認め、その時間を欠勤、遅刻、早退、外出として取扱わない。

一、労仂会議、団体交渉、その他会社との協議折衝

×二　組合出張。

×三　組合の左の会議

組合大会(組合の最高決議機関)一ケ月一回限り、四時間以内

組合役員会（大会に次ぐ決議機関）一ケ月二十四時間以内

職場大会　一ケ月二回　四時間以内

但し、第三号の限度については、毎月二十一日より翌月二十日迄を一ケ月とする。

（手続）

第百七十五條　前條に伴う手続は、左の通りとする。

一、組合は、前条第三号の会議を開催するときは、予め、日時、場所、会議の種類、目的、参加人員等を明記した文書により、会社（人事課を経由）にその旨を届出なければならない。

二、前条第一号の場合において、その活動のため職場から離れる組合員は、予め、所属係長を経て会社にその旨届出るものとする。

三、前条第三号の場合において、出張する組合員は、予め、その事由と期間を明記し、且つこれに組合長が証明した書面を所属係長に提出して会社の承認を得るものとする。

四、前条第三号の場合において、その活動のため職場から離れる組合員は予め、所属係長を経て会社にその旨届出るものとする。

五、第一号及び第四号の場合、組合員は会社業務に支障を来さないようにしなければならない。第三号の場合、会社はその業務に支障のない限り、これを承認する。

第二款　組合活動と賃金との関係

（原則）

第百七十六條　会社は、組合員が組合活動のため、会社業務につかなかった時間については、一切賃金を支払わない。

２、前項にかかわらず、労働会議、団体交渉は所定就業時間内の該当時間に対して賃金を支払う。但し、労働会議が第四条各号につき開催せられたときは、その所要時間に対して賃金を支払う。

（計算方法）

第百七十七條　前条の会社業務につかなかった時間に対する賃金相当額については、左の算式により計算する。

$$\text{1ヶ月の基準内賃金総額} \times \frac{1}{25} \times \frac{\text{会社業務につかなかった時間}}{7}$$

２、前項の算式中「会社業務につかなかった時間」は一ケ月（二十一日より翌月二十日迄）を通算した累計時間について計算する。但し、その端数三〇分未満は切捨て、三〇分以上一時間未満は三〇分として計算する。

3. 第一項の算式中「一ケ月の基準内賃金手取額」を構成する「精勤手当」については「組合活動によらない一般欠勤日数に応ずる精勤手当額」とする。

4. 臨時手当は、基準内賃金実際手取額について計算する。

5. 特殊勤務者既定によるものの計算は、第一項の算式中「$\frac{\text{会社業務によらない不就業時間}}{7}$」の分母「7」の代りに、夫々、次の数字を置換えて計算する。

一、乗用車運転手……「8」
二、寮勤務員……「14」
三、警備員……「10」

第四章 労協会議

第一節 総則

（機関）

第百七十八条 会社と組合は、日常的平和交渉並に相互の意志疏通のための機関として、労協会議（以下この章において会議と云う）を設ける。

2. 前項の会議は、中央会議と工場会議の二つに分ける。

（附議事項）

第百七十九条 会議に附議する事項は、第三条各号及び第四条各号とする。

（会議の開催）

第百八十条 会社又は組合が、第三条各号について協議しようとするときは、工場会議に附議する。

2. 前項により協議が整わないときは、両当事者は協議不調の日から五日以内にこれを中央会議に附議する。

3. 会社と組合は、第四条各号につき意見交換するために、定期的に中央会議を毎年二回、工場会議を毎年四回、開催する。但し、議長は緊急に必要があると認めたときは、臨時にこれを開催することができる。

（会議の決定事項の効力）

第百八十一条 会議の協議決定した事項に対しては当事者双方共これに従わなければならない。

第二節 細則

（中央会議委員）

第百八十二条 中央会議は会社側委員及び組合側委員各十五名以内で構成する。

2. 会社側委員は役員又は組合員でない従業員とし、組合側委員は組合で選出した組合員とする。

（工場会議委員）

第百八十三條　工場会議は会社側委員及び組合側委員各十名以内で構成する。

２、会社側委員は工場長及びその指名した組合員でない従業員とし、組合側委員は組合で選出した組合員とする。

（委員の任期）

第百八十四條　前二条の委員は常任とし、その任期はこの協約の有効期間中継続する。但し、会社の人事異動、組合の改選その他やむをえないときは、任期満了前でも委員を変更することができる。

２、前項但書の場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の代理）

第百八十五條　委員に事故のあつたときは、会社、組合双方諒解した場合に限り、代理を認める。

（議長）

第百八十六條　会議に議長を置く。

２、議長は中央会議においては社長、工場会議においては工場長とする。

３、議長の任期は委員の任期による。

４、議長は会議を招集、司会する。

５、議長に事故あるときは、会議の同意を得て、議長が委員中より議長代理を指名し、その職務を代行させることができる。

（開催手続）

第百八十七條　会社又は組合が、労協会議の開催を希望するときは、予め、附議事項、その要旨、開催希望日時を文書を以て議長に提出する。

２、議長は前項の申出を受けたときは、原則として中央会議の場合は五日以内に、工場会議の場合は三日以内に招集する。

（定足数）

第百八十八條　会議は会社側委員及び組合側委員の各三分の二以上出席しなければ成立しない。

（議決数）

第百八十九條　会議の附議事項のうち、第三条各号につき決定するときは、出席委員の全会一致による。

（書記）

第百九十條　会議の事務を処理するため、会社、組合各一名の書記を置く。

２、書記は議長が会議の承認を得て任免する。

（専門委員）

第百九十一條　会議が必要と認めたときは、その部門専門委員を指名し、これに意見を述べさせる

ことができる。

2. 専門委員は会議の承認を得て議長がこれを指名する。

（会議録）

第百九十二条　会議の議事については、左の事項を会議録に記載し、会社と組合の代表者がこれに署名捺印する。

一、日時、時間、場所。

二、出席委員の氏名。

三、会議事項及び主要経過。

四、決定事項及び確認事項。

2. 前項の決定事項並に確認事項は当日の会議終了前、会社、組合双方が確認したものに限り記載する。

3. 会議録は二部作成し、会社、組合各一通を保有する。

（機密保持義務）

第百九十三条　会議に列席した者は、会議で知りえた機密を漏洩してはならない。

（傍聴者）

第百九十四条　会議が認めたときは、傍聴を許可することがある。但し、傍聴者は会社の役員又は従業員でなければならない。

第五章　団体交渉手続

（交渉手続）

第百九十五条　組合は、才三条各号につき、労働会議を開催することができないとき又は労働会議において協議整わないときは、この章に定める団体交渉手続による。

2. 会社が組合と交渉する必要を認めたときは、前項の手続を準用する。

（事前打合せ）

第百九十六条　組合が、団体交渉を申入れようとするときは、予め、左の事項を文書をもつて通知する。

一、交渉事項の内容。

二、交渉日時、場所。

三、交渉委員氏名及び書記氏名。

四、出席させることを希望する傍聴者。

五、その他必要な事項。

2. 会社は、前項の申入を受けたときは、直ちに打合せをし、原則として七十二時間以内に、交渉を開始しなければならない。

3. 争議中は、前項にかかわらず、速に開始しなければならない。

（交渉の際の遵守義務）

第百九十七條　団体交渉においては、会社、組合双方共、充分相手方の立場を尊重し、信義誠実の原則に従って、交渉を進めなければならない。

（交渉委員）

第百九十八條　団体交渉委員は、会社、組合双方共正当な代表权を有するものでなければならない。

2、団体交渉委員は、双方共十五名を超えることはできない。

（傍聴者）

第百九十九條　傍聴者は、一切発言することはできない。

2、傍聴者が団体交渉の円滑な進行を妨害する行為をしたときは、会社、組合協議の上その者の傍聴を禁止する。

3　傍聴を禁止された傍聴者は、直ちに退場しなければならない。

4、会社の業務上、機密にわたると双方認めたときは、傍聴者を退場させる。

（書記及び議事録）

第二百條　団体交渉には会社、組合、各一名の書記を置き、後日の紛議を避けるために、議事録を作成せしめる。

2、団体交渉議録には、左の事項を記載する。

一、日時、場所、時間。
二、交渉委員氏名。
三、議題並に主要経過。
四、確認事項

3、会社と組合は、団体交渉の終了前、当日の双方の主張を確認し、これを議事録に記載せしめる。

4、議事録には双方の確認しない言辞及び事項について、記載することはできない。

5、議事録には、双方の代表者及び記録責任者（書記）が確認印をおさなければならない。

（交渉成立の場合）

第二百一條　団体交渉の成立事項は、文書二通に記載し、双方代表者が署名捺印の上、各一通を保有する。

2　団体交渉の成立事項は、双方誠実にこれを遵守しなければならない。

（交渉決裂の場合）

第二百二條　団体交渉が決裂した場合、当事者は第八章に定める紛争処理の手続をとることができる。

第八章　紛争処理手続

（目的）

第二百三條。会社と組合は、団体交渉において自主的解決が得られず、交渉が決裂したとき、紛争を平和裡に解決する目的をもつて、この章に定める手続により、相互の平和的関係の維持に努める。

（斡旋、調停）

第二百四條　第二百二條の団体交渉決裂の日より五日以内に、当事者の双方若しくは一方は、所轄労働委員会に当該紛争の斡旋又は調停を依頼することができる。但し、この場合、事前に他の一方に通知しなければならない。

又、前項の申請をするときは、会社又は組合は、一ケ月以内に斡旋案又は調停案の提示が為されるよう、所轄労働委員会に要望するものとする。

（仲裁）

第二百五條　前條の斡旋又は調停が成立しなかつたときは、当事者双方の同意により所轄労働委員会に仲裁を依頼することができる。

（平和義務）

第二百六條　前二條による申請中は、会社、組合双方共、争議行為は行わない。但し、申請後一ケ月を経過したときは、この限りでない。

（自主的解決）

第二百七條　労働委員会に申請中と雖も、会社、組合双方共、紛争の自主的解決に誠意をもつて努力する。

（提案の尊重）

第二百八條　労働委員会の斡旋案又は調停案は、会社、組合双方共、これを尊重する。但し、紛争解決の最終的拘束力を持つものではない。

（提案の諾否）

第二百九條　労働委員会の斡旋案又は調停案が示されたときは、双方共、労働委員会並に相手方に対して、可及的速にその諾否を通告する。

第七章　争　議

（未解決と争議）

第二百十條　会社と組合は、団体交渉又は紛争処理手続で解決不可能になるまでは、その事案について争議行為を行わない。

（争議行為の事前通告）

第二百十一條　会社又は組合は、争議行為を行うときは、少くとも七十二時間前に、これを相手方に通告しなければならない。

又、同一事案について、繰返し争議行為を行うときは、前項にかゝわらず、事前に通告するものとする。

（争議行為の開始又は終結）

第二百十二條　会社又は組合は、争議行為を開始し又は終結するときは、事前にその時刻を相手方に通告しなければならない。

（保安協定）

第二百十三條　会社と組合は、争議行為に際し、故意に施設を破壊しないように事前に保安協定を締結する。

２　前項の保安協定に基き保安業務に従事する従業員を保安要員と称する。

（中立業務協定）

第二百十四條　会社と組合は、争議行為に際し、従業員の生活、工場の治安その他に対して非常に不都合を招来し、且つ、争議行為を阻害しないと双方の認める業務につき争議行為中もその継続を認める。

２　前項の中立業務協定に基き、会社業務に従事する従業員を、中立要員と称する。

３　中立業務の種類及び人員は、左の通りとする。

一、庶務課　渉外関係　一
　　電話交換手　四
　　自動車運転手四
　　警備員　若干名
二、保健厚生課　寮従業員（含管理人）八四
　　診療所　二一
　　衛生管理者　六
三、倉庫課　救急車　二
四、電気工作課　電話保守（昼二、夜一）　三
五、工作課　気缶取扱責任者　一
六、その他　双方でその都度事前に協定した者

４　中立要員は指定された担当業務以外はやらない。

（要員の決定）

第二百十五條　前二条の業務の種類及各所要人数は、第二百十一条の争議行為の事前通告の手続終了後、直に会社、組合協議の上決定する。

２　保安要員及び中立要員の氏名は、会社が指定し、これを組合に通告する。但し、組合の役員及び職場委員長、その他会社、組合協議決定した者は除く。

３、会社は、前項により指名、決定した保安要員及び中立要員に対しては、その証を交付する。

（争議行為中の保安要員及び中立要員）。

第二百十六條　保安要員及び中立要員は、争議行為に参加せず、争議行為中は保安協定及び中立業

労協定の定めるところに従い、争議行為を妨げない範囲内で、会社業務命令により、その業務に従事する。但し、その業務に支障を来さない限り組合活動を行うことを認める。

（争議行為中の労務需給契約）

第二百十七條　会社は、組合の争議行為中、争議行為を妨げるような如何なる労務の提供をも受けない。但し、関係法規並にこの協約に違反する争議行為の場合は、この限りでない。

（争議行為中の賃金）

第二百十八條　会社は、争議行為に参加した組合員の争議行為中の賃金は支払わない。但し、左の各号の一に該当する者はこの限りでない。

一、中立要員及び保安要員

二、当日の休務予定者

三、当日の傷病休務者（医師の診断書により正当と判断しうるものに限る）

（組合活動の特例）

第二百十九條　会社は、争議中（団体交渉決裂より争議終結まで）に限り、就業時間中の組合活動については、第三章組合活動の規定にかかわらず、左の限度において承認する。

一、組合員大会　随時一日一回　四時間以内

二、組合役員会　一週　十二時間以内

三、職場大会　随時　一日一回　四時間以内

四、臨時役員　必要な時間

但し、臨時役員数については、会社組合協議決定するものとす。その氏名については、組合の届出により、会社は特に重大な支障のない限りこれを承認する。

附　則

（有効期間）

第二百二十條　この協約の有効期間は、昭和二十五年　月　日より昭和二十六年八月二十九日までとする。

2　当事者の双方若しくは一方が、この協約を改訂しようとするときは、期間満了の一ヶ月前までに、具体案を附して、改訂の意思表示をしなければならない。

3　前項の意思表示があったときは、新協約締結のために、期間満了後、一ヶ月毎に三回を限りこの協約の有効期間を延長する。

4　第二項による改訂の意思表示のないときは、六ヶ月、この協約の有効期間を更新する。

附属協定　一、「休職者退職金協定」

（目的）

第一條　労働協約第二十七條により、病気休職となつた者に対しては、その期間中、この協定によつて見舞金を支給する。

（支給額）

第二條　健康保険法によつて支給される傷病手当金が、別表によつて計算された金額に満たない場合のみ、差額を見舞金とする。

（計算の基礎となる金額）

第三條　見舞金算出の基礎となる金額は、基本賃金、地域手当、家族手当の合計額とする。但し、見習社員、傭員については能力給を除く。

（計算法）

第四條　休職期間の始期及び終期は、日割で支給し、計算方法及び支給期日は、労働協約才七十四條に準ずる。

別表

	休職期間		
	最初の一年	次の六ケ月	次の六ケ月
入社後一年未満の者	一〇〇％	なし	なし
入社後一年以上五年未満の者	一〇〇％	六〇％	四〇％
入社後五年以上の者	一〇〇％	八〇％	六〇％

附属協定　二、「特殊勤務者協定」

第一款　總則

（目的）

第一條　労働協約才四十八條にいう断續的勤務者その他の者の就業時間及び特別手当はこの協定の定めるところによる。

第二款　警備員

（就業時間）

第二條　警備員の就業時間は、左表の通りとする。

始業・終業時間	仮眠時間
八時――翌八時 （一昼夜交替制）	深夜に三時間以内

又、八時から翌八時までの勤務は、二日分勤務とする。一日分勤務は、八時から十八時又は十八

時又は十八時から翌八時までとする。

3. 仮眠時間は、警備業務に支障のない限度において、交互に与える。

4. 第一項の時間以外に就業したときは、時間外就業とする。

（警備員手当）

第三条　警備員手当は月額一、七〇〇円とし、休務一日につき、六八円を差引く。但し休日及び年次休暇による休務はこの限りでない。

（割増賃金の基礎となる賃金）

第四条　警備員の割増賃金の基礎となる賃金は、労仂協約第百五条乃至百七条の規定にかかわらず、左の通りとする。

$$\frac{\text{能力給（円建）＋特定賃金＋一ヶ月の警備員手当}}{\text{一ヶ月の平均所定就業日数×１０}}$$

第三款　寮勤務員

（就業時間）

第五条　寮勤務員中、住込者は、断続的勤務者とし、拘束十四時間の範囲内で、各寮毎に始業終業時刻を定める。但し、実働時間は平均一日七時間を超えない。

2. 寮勤務員中、通勤者は、原則として拘束九時間、実働八時間とし、左の態様のいずれかによる。

始業・終業時刻	休憩
八時〜一七時	一二時〜一三時
九時〜一八時	一二時〜一三時

（寮勤務員手当）

第六条　寮勤務員中、断続的勤務者については、左の区分により月額左の手当を支給する。

寮管理人	専任	一、二〇〇円〜一、〇〇〇円
	兼任	九五〇円〜八五〇円
賄人	男	一、三五〇円〜一、二〇〇円
	女	一、一〇〇円〜八五〇円
事務員	男	九〇〇円〜七五〇円
	女	七〇〇円〜六〇〇円

2. 前項の手当は、休務一日につき、所定就業日数分の一を差引く、但し、休日及び年次休暇による休務はこの限りでない。

第四款　乗用車運転手

（就業時間）

第七条　始業、終業時刻は、八時より十七時までとし、原則として常日勤制に準じて休憩を与え

る。但し、十六時以降は退勤しても早退としない。

（割増賃金の基礎となる賃金）

第八條　乗用者運転手の割増賃金の基礎となる賃金は、労働協約第百五條乃至第百七条の規定にかかわらず、左の通りとする。

$$\frac{\text{能力給（月額）}+\text{特定賃金}}{\text{一ケ月の平均所定就業日数}\times 8}$$

附属協定　三、「表彰・懲戒手続協定」

第一款　表彰手続

（委員会への諮問）

第一條　表彰は、表彰委員会（以下この款において委員会という。）に諮った後決定する。

（委員の人数）

第二條　委員会は、委員若干名をもって構成する。

２、委員は、工場長が左の者を任免する。

一、人事担当部課長

二、従業員の中から工場長が指名し、組合の同意を得た者。

（委員の任期）

第三條　委員の任期は、一ケ年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じたときは、前条の規定により補任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の表彰の場合）

第四條　委員会の委員が表彰の当事者である場合には、当該委員会に出席することができない。

２　前項の場合、委員の臨時充員については、第二条の規定を準用する。

第二款　懲戒手続

（委員会への諮問）

第五條　懲戒は、懲戒委員会（以下この款において委員会という。）に諮った後、決定する。

（委員会）

第六條　懲戒委員会については、第二条乃至第四条を準用する。

（懲戒被疑者の陳述と呼出し）

第七條　懲戒被疑者は、委員会に出席して陳述することができる。

２　委員会が必要と認めたときは、委員長は、懲戒被疑者を呼出すことができる。

（懲戒被疑者の弁護）

第八條　懲戒被疑者の弁護に当ろうとする者は、速かにその旨を委員長に申出て、委員会の承認

を得なければならない。

（証人等の呼出し）

第九條　委員長は、必要と認めたときは、何時でも、調査に当つた者又は証人を呼出すことができる。

（退職金に関する意見具申）

第十條　委員会は、懲戒解雇に処せられた者に対する退職金支給の可否及び金額に関し、工場長に意見を具申することができる。

（再審査の請求）

第十一條　決定事項に対し不服である本人又は利害関係人は、十分な反証を有する場合に限り、内示後七日以内に、工場長に対して委員会の再審査を請求することができる。

附属協定　四、「災害補償認定細則協定」

第一條　労働協約第百四十六条第一項第一号の認定は左の各号による。

一、その業務遂行は、工場の業務を達成するための行為でなくてはならない。従つて私的関係による行為（例えば私物製作など）であつてはならない。

二、業務遂行のためなら、必ずしも上長の指揮

命令を必要としないが、指揮命令に反した行為であつてはならない。但し、工場外の作業の場合や出張などは指揮命令を必要とする。

三、業務達成のためなら、必ずしも自己の担当する業務のみをいうのではない。

四、業務達成のためなら事業主が事業遂行のために関連して主催する行事に従事する場合も含む。従つて運動会、遠足、各種競技会、演芸会、集団検診は之に従事する場合も含まれる。

又、前項の條件を備えているときは、その場所と時間とを問わない。

五、工場でも工場外でも構わないし又規定作業時間外でも休憩時間中でもよい。従つて、自動車運転手などはその運転並装上の場合は、何処でもよい。又工場外作業の場合も、その作業場への往復途上及び作業現場におけるものも含まれる。

六、通勤又は出張途上の災害は、業務上と認める。但し、予想される時間、通路以外の災害及び重大な過失による災害は認めない。

第二條　労働協約第百四十六条第一項第二号の認定は、左の各号による。

一、工場の設備、施設とは次の如きものである。

(1) 工場内にある建物、機械、原料などあらゆる生産設備を云う。

(2) 工場外にあつては、工場専用の寄宿舎、診療所、交通機関などをいう。

二、破損、爆発その他の欠陥とは、次の如きものである。

(1) 施設、設備の倒壊、燃焼、破損、この場合その施設、設備の欠陥によるものは勿論、天災（例えば地震、津波、雪崩、落雷の如きもの）により惹起されたものも含まれる。

(2) 工場専用の交通機関の場合は、転落、衝突燃焼などをいう。

(3) 事業主管理の工場、食堂、寄宿舎附属食堂などの給食による集団中毒の如きものは、施設の欠陥として取扱う。

(4) 工場寄宿舎内における集団伝染病の発生などは、保健衛生施設の欠陥として認められるものは、業務上とする。

三、(1)、(2)の條件を具備するときは、その時と所とを問わない。

(1) 工場の建物の倒壊、爆発などによるときは、工場外にいても業務上に準じて取扱う。

(2) 食堂給食による中毒、寄宿舎などに起因する集団伝染病の場合は、その発病は、就寝中であると作業中であるとを問わない。但し、発病と設備の欠陥との関連は、十分に検討されなければならない。

第三條　労働協約第百四十六條第一項第三号の規定は、左の各号による。

一、従業員の過失、不注意が工場の施設、設備を通じて災害を起したときも含まれる。

二、従業員が故意に被害者に障害を与えようとしたときは、その被害者のみは業務上ではない。従って当事者以外の第三者の災害を惹起したときは、業務上である。但し、右の場合は、その事件の内容によって判断すべきである。

第四條　労働協約第百四十六條第一項第四号の規定は、左による

職業病については、その疾病が特に業務と相当の因果関係のあることを医師が認めた場合は、業務上である。

覚　書

一、第一條関係　第一條第八号のその他会社、組合

協議決定した者の中には人事課主任補助者二名を含む。

二、第二條関係　第二條で協議中の者は、第一級の規定にかゝわらず、従業員の身分を失わない。

三、第三條関係　第三条第一号の場合、組合員の労働条件と直接関係する非組合員の労働條件については協議する。

四、第十三條関係　社員登用時の詮衡とは、見習社員登用時の資格、條件が見習社員期間中、完全に維持、確認されているか否かをみることである。

五、第三十二條関係　第三十二条第十号の基準には解雇又は退職の条件を含む。

六、第五十七條関係　年末、年始休日（十二月三十一日、一月二日、一月三日）は、社会一般の慣習が休日とするときは、これにならい特休日扱いとする。

七、第五十九條関係　(1)公休日は業務の都合に基き割当てる。但し、業務に支障なく、且つ労務効率の減退を来さないと会社が認めた場合は、自己都合を考慮する。

(2)割当てられた公休日を組合員の自己都合により変更することは認めない。但し、会社が業務上支障なしと認めたときは、自己都合による変更を認める。この場合の変更は組合員がおそくとも前日までに申請し、会社の許可を得た場合に限る。事後の変更は認めない。

(3)組合員の自己都合による公休日の変更については、労働協約第百七条第一号の割増金を支給しない。

八、第百五條乃至百七條関係　特別勤務手当の算式については、今後も引続き検討し、協議成立次第改訂する

九、第百三十條関係　(1)退職金の算出基礎は、給与体系の変更及び給与体系に於て占める基本賃金の比率の変更の都度会社、組合協議する。

(2)会社は、退職金の規定を改訂する意志があることを明示する。

十、賃金関係　第二章第五節の規定のほか、社会情勢の変化、生活の実態及び会社の経理状況を勘案の上、一時金を支給す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013.

ることがある。

十一、第百九十五條関係　第百九十五条第一項以外の場合、組合が団体交渉を行おうとするときは、この章の手続を準用する。

十二、第二百十四條　第二百十四條第三項第一号の職務報中立要員は中立業務協定の範囲内において組合がこれを利用することがある。

十三、第二百十三條、第二百十七條関係　(1)組合が争議行為に際し、運転中の機械設備を保安運転又は停止するときは、保安要員を提供し、会社の業務命令により行うものとする。

(2)保安運転を行う場合の保安要員の数は別表第一による。

(3)停止する場合の保安要員の数は別表第二による。

(4)(3)の場合会社は別表第三の機械設備に限り保安運転することができる。この場合、会社は、第二百十七条にかかわらず別表第三の範囲内で他より労務の提供を受けることができる。

(5)停止の場合は運転基準に基く正常な止め方に従うものとする。

(6)保安要員は附表に示された業務以外につくことはできない。

(7)附表に記載のない部分については保安協定締結の際同時に決定する。

「別表」第一、全設備の保安運転に関する表

「別表」第二、全設備に関する表

「別表」第三　「水銀整流器」「空気分離器」「合成炉」「焙焼炉」「鉛室」「塔式」「接触硫酸」「飽和槽」「分離器」に関する表。

昭和二十五年十二月二十一日

附表第1. 保安運転に関する表

課別	設備名	保安運転準備操作	所要時間	保安運転 （最低
電気	白石給電所	配電継続		配電継続
	第二変電所	〃		〃
	第一電気掛	〃		〃
	第二 〃	〃		〃
	第三 〃	〃		〃
	第四 〃	〃		〃
	事務所	統轄連絡		統轄連絡
第一電解	交流機	配電継続	10分	配電継続時により
	中央見張	統轄連絡		統轄連絡
	電槽	運転を停止し安全器に水を張り点検	20分	全休
	駛圧機	運転停止	10分	〃
	酸素充填	作業停止	10分	〃
	酸素分析	〃		〃
第二電解	整流器	配電継続、整流器運転停止、冷却水調節	20分	配電継続真空保
	中央見張	統轄連絡		統轄連絡
	電槽	運転を停止し、安全器に水を張り点検	20分	全休
	圧送機	運転停止	5分	〃
第一合成	圧縮機	運転停止	15分	温度維持運転ぬ圧 に下ったならば50気
	循環機	運転継続		運転継続
	混合室	〃		統轄連絡 瓦斯
	合成炉	新瓦斯弁を閉止する		温度維持運転圧
	液安受水	液化圧縮機停止液安タンク関係弁閉止	15分	全休
第二合成	圧縮機	一合成に同じ	5分	一合成に同じ但 々450馬力瓦斯
	循環機	〃		〃
	空気圧縮機	運転継続		運転継続
	混合室	一合成に同じ		一合成に同じ
	合成炉	〃		〃
	水素充填	圧縮機停止	5分	全休
	窒素分離機	運転継続		N_2発生継続 液
	アルゴン	精溜塔を分離し、燃焼運転を停止	15分	全休
	触媒	水素炉を混合ガスにて冷却し、スタンプミル停止	1時間30分	〃

操　作	所要時間	保安運転概要 （最低運転）	保安要員 内訳	保安要員 計
		発電継続	4×3	12
		〃	2×3	6
		〃	2×3	6
		〃	2×3	6
		〃	2×3	6
		〃	1×3	3
		統轄連絡	1×3	3
	10分	発電継続時により無負荷運転	4×3	12
		統轄連絡	1×3	3
水を張り点検	20分	全休	2×3	6
	10分	〃		
	10分	〃		
		〃		
止、冷却水調節	20分	発電継続真空保持運転	4×3	12
		統轄連絡	1×3	3
水を張り点検	20分	全休	2×3	6
	5分	〃		
	15分	温度維持運転中圧力が10気圧以下に下ったならば50気圧迄1台運転する	2×3	6
		運転継続	2×3	6
		統轄連絡　瓦斯溜監視	2×3	6
		温度維持運転圧力10～50気圧	別表③	
タンク間保全閉止	15分	全休	0	0
	5分	一合成に同じ 但し圧力維持は各50馬力瓦斯圧縮機による	2×3	6
		〃	2×3	6
		運転継続	別表④	
		一合成に同じ	2×3	6
		〃	別表②	
	5分	全休	0	0
		N_2発生継続 満タンク迄ブロー運転	別表③	
運転を停止	15分	全休	0	0
し、スタンプミル停止	1時間30分	〃	0	0

課別	設備名		保安運転準備操作	所要時間	保安運転状 （要 点
工務	汽缶		硫安工場が完全停止后1時間は運転継続、その后3時間で埋火する	8時間	埋火維持
	蒸溜水		蒸気受入を閉止し、蒸溜水製造を停止	15分	
	給水	一坪 構外	送水 継続構外休止巡回一時間毎		送水継続 （9） 構外
		四坪	〃		（4）
		一海	〃		（0）
		二海	〃		（2）
		浄水	〃		（1）
		日発	〃		（2）
	事務所		統轄連絡（昼のみ）		統轄外部連絡（昼のみ
運輸	機関車		待機		保安運転に必要な石炭 運搬 （機関手1 助手1 操車 てんてつ1 配車1
	ラッヒリング、クレーン		運転継続		
	自動車		待機		
原料	クレーン		待機		保安運転に必要な石 コンベヤー 休止后は
	エレベーター				
技術	生産係運転調整		各工場運転調整		統轄連絡

（註） 1. 保安運転準備操作及び運転停止操作は工場運転規範による

2. 保安運転準備操作に要する人員は運転員全員とする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3.

CORRECTION

THIS DOCUMENT
HAS BEEN REPHOTOGRAPHED
TO ASSURE LEGIBILITY

附表第1. 保安運転に関する表

課別	設備名	保安運転準備操作	所要時間	保安運 （最低
電気	白石発電所	配電継続		配電継続
	第二発電所	〃		〃
	第一電気掛	〃		〃
	第二 〃	〃		〃
	第三 〃	〃		〃
	第四 〃	〃		〃
	事務所	統轄連絡		統轄連絡
第一電解	交流機	配電継続	10分	配電継続時の
	中央見張	統轄連絡		統轄連絡
	電槽	運転を停止し安全器に水を張り点検	20分	全体
	昇圧機	運転停止	10分	〃
	酸素充填	作業停止	10分	〃
	酸素分析	〃		〃
第二電解	整流器	配電継続、整流器運転停止、冷却水調節	20分	配電継続負
	中央見張	統轄連絡		統轄連絡
	電槽	運転を停止し、安全器に水を張り点検	20分	全体
	圧送機	運転停止	5分	〃
第一合成	圧縮機	運転停止	15分	温度維持運転 に下ったならば
	循環機	運転継続		運転継続
	混合室	〃		統轄連絡 及
	合成炉	新瓦斯弁を閉止する		温度維持運
	液安受入	液化圧縮機停止液安タンク関係弁閉止	15分	全体
第二合成	圧縮機	一合成に同じ	5分	一合成に同 450馬力
	循環機	〃		〃
	空気圧縮機	運転継続		運転継続
	混合室	一合成に同じ		一合成に同
	合成炉	〃		〃
	水素充填	圧縮機停止	5分	全体
	窒素分離機	運転継続		N_2発生継続
	アルゴン	精溜塔を分離し、燃焼運転を停止	15分	全体
	触媒	水素炉を混合ガスにて冷却し、スタンプミル停止	1時間30分	〃

準備操作	所要時間	保安運転概要 （最低運転）	保安要員	
			内訳	計
		配電継続	4×3	12
		〃	2×3	6
		〃	2×3	6
		〃	2×3	6
		〃	2×3	6
		〃	1×3	3
		流路連絡	1×3	3
	10分	配電継続時により無負荷運転	4×3	12
		流路連絡	1×3	3
全器に水を張り点検	20分	全体	2×3	6
	10分	〃		
	10分	〃		
		〃		
運転停止.冷却水調節	20分	配電継続真空保持運転	4×3	12
		流路連絡	1×3	3
全器に水を張り点検	20分	全体	2×3	6
	5分	〃		
	15分	温度維持運転中圧力が10気圧以下に下ったならば50気圧迄1台運転する	2×3	6
		運転継続	2×3	6
		流路連絡 圧断溜出続	2×3	6
止する		温度維持運転圧力10~50気圧	別表③	
止液安タンク周保全開止	15分	全体	0	0
	5分	一合成に同じ但し圧力維持は450馬力圧縮機による	2×3	6
		〃	2×3	6
		運転継続	別表④	
		一合成に同じ	2×3	6
		〃	別表②	
	5分	全体	0	0
		N₂昇圧継続 液タンクはブロー運転	別表③	
燃焼運転を停止	15分	全体	0	0
にて冷却し,スタンプミル停止	1時間30分	〃	0	0

課別	設備名	保安運転準備操作	所要時間	保安運転概 （最低運
第一硫酸	焙焼炉	大勢保持の為投鉱継続		大勢保持運転投鉱量300Kg
	鉛室	硫安への送酸を停止 最低運転		最低運転 硫安への送酸は行はぬ
	塔式	硫安への送酸を停止 最低運転		最低運転 硫安への送酸は行はぬ
	事務所	統轄連絡		
	クラッシャー			1,24 瓩/h 2,48 〃 3,72 〃 の場合の一系統 4,96 〃 5,120 〃 6,144 〃 の場合の二系統
	輸送機			
第二硫酸	焙焼炉			大勢保持運転 投鉱量 750Kg/h 1台
	酸室	転化器の送給瓦斯を調節し、 転化器の温度を維持し最低 製造運転を行ふ。		転化器の温度を保持し 排瓦斯の発散防止を計り 最低製造運転
	原料			
	ブロワー			
	事務所	統轄連絡		
硫安	飽和槽	NH_3受入態勢を維持 1、合成工場ブロー后NH_3受入 2、NH_3圧力低下し、槽内に入らなくなつたら稀釈用蒸気弁を閉める 3、H_2So_4添加停止 4、結晶les上完了	3時間	合成工場が、保安運転中は 受入態勢を維持する 母液は抜かない （N01～N06を留意する）
	硫酸槽	送酸停止を硫酸工場へ連絡し 受酸弁を閉止する	5分	
	母液槽	母液の中和操作を停止する	5分	母液回収継続
	分離機			NH_3残量受入后は停止
	乾燥機			
	輸送機			
	空気圧縮機			
	事務所	統轄連絡		統轄連絡

	所要時間	保安運転概要 （最低運転）	保安要員	
			内訳	計
		火勢保持運転投鉱量300Kg/台	別表⑤	
		最低運転　（1系統の場合） 硫安への送酸は行はぬ	2×3	6
		（2 〃 ）	4×3	12
		（3 〃 ）	6×3	18
		最低運転　（1系統の場合） 硫安への送酸は行はぬ	2×3	6
		（ 〃 ）	4×3	12
		（ 〃 ）	6×3	18
			1×3	3
		1.24 噸/台 2.48 〃 3.72 〃　の場合の一系統	5+3×3	14
		4.96 〃 5.120 〃 6.144 〃　の場合の二系統	10+3×3	19
		火勢保持運転　（2台） 投鉱量 750Kg/H 1台	2×3	6
		（4台）	4×3	12
		（6台）	5×3	15
		酸化器の温度を保持し　（一系統）	3×3	9
		排瓦斯の発散防止を計り　（二系統）	6×3	18
		最低限度運転　（三系統）	8×3	24
			2	2
			2×3	6
			1×3	3
なくな	3時間	合成工場が、保安運転中はNH3 受入態勢を維持する 母液は抜かない （N01～N06を用意する）	2×3	6
	5分		1×3	3
	5分	母液回収継続	1×3	3
		NH3残量受入后は停止	1×3	3
		統轄連絡	1×3	3

課別	設備名		保安運転準備操作	所要時間	保安運転 （最低
工務	汽缶		硫安工場が完全停止后／時間は運転継続、その后３時間で埋火する	8時間	埋火維持
	蒸留水		蒸気受入を閉止し、蒸溜水製造を停止	15分	
	給水	一貯 構外	送水 継続構外休止巡回一時間毎		送水継続（９） 構
		四貯	〃		（４）
		一濾	〃		（０）
		二濾	〃		（２）.
		浄水	〃		（１）
		日発	〃		（２）
		事務所	統轄連絡（昼のみ）		統轄外部連絡（昼の
運輸	機関車		待機		保安運転に必要な石炭 運搬 （機関手／ 助手／ 操 てんてつ／ 乗車／
	ラッヒリング.クレーン		運転継続		
	自動車		待機		
原料	クレーン		待機		保安運転に必要な石 コンベヤー 休止后は
	エレベーター				
技術	生産係運転調整		各工場運転調整		統轄連絡

（註） １．保安運転準備操作及び運転停止操作は工場運転規範による

２．保安運転準備操作に要する人員は運転員全員とする．

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3.

操作	所要時間	保安運転概要 （最低運転）	保安要員 内訳	計
時間は運転 する	8時間	埋火維持	3×3	9
発進を	15分		2×3	6
時間毎		送水維持（9） 構外休止（1時間）	2×3	6
		（4）	2×3	6
		（0）	0	0
		（2）	2×3	6
		（1）	1×3	3
		（2）	2×3	6
		就業外部連絡（昼のみ）		1
		保安運転に必要な石炭鉱石（機関車一台）運搬 （機関手1、助手1、操車2、運搬2、てんてつ1 配車1）	8	8
			1	1
			1	1
		保安運転に必要な石炭かき込み コンベヤー休止后はこの要員となる	1	1
			3	3
		就業連絡	1×3	3

場運転規範による

全員とする.

課別	設備名	操作概要	所要人員	
			内訳	計
工務	汽缶	消火	附表第一に同じ	
	蒸溜水	附表第一に同じ		
	給水			
運輸	機関車	〃		〃
	ラッフリングクレーン			
	自動車			
原料	クレーン	〃		〃
	エレベーター			
技術	生産係運転調整			

(註) 1. 保安運転準備操作及び運転停止操作は工場運転規範による。

2. 保安運転準備操作に要する人員は運転員全員とする

附表第3.「焙焼炉」「整流器」「窒素分離機」に関する表

課別	設備名	備考
第二電解	整流器	照明、操作用電源はバッテリー 冷却水は自発ポンプ及浄水
第一硫酸	焙焼炉 鉛室 塔式	電源は第三電気掛より受ける 冷却水は第二海水より受ける
第二硫酸	焙焼炉 鉛室	
第二合成	窒素分離機 空気圧縮機	電源は第二電気掛より受ける 冷却水は第二海水回路

(註) 本表実施に際しては、工務（給水）電気、運輸の保安要員は附表第一の業務を行うものとする。

附表第2　停止に関する表

課別	設備名	操作概要	所要人員	
			内訳	計
電気	白石給電所	附表第一に同じ	附表第	一に同じ
	第二変電所			
	第一電気係			
	第二 〃			
	第三 〃			
	第四 〃			
	事務所			
一電解	交流機	配電継続		〃
	中央見張	附表第一に同じ		
	電槽			
	酸圧機			
	酸素充填			
	酸素分析			
二電解	中央見張	〃		〃
	電槽			
	圧送機			
一合成	圧縮機	全体	2×3	6
	循環機	〃		
	混合室	流體連絡	2×3	6
	合成炉	温度維持停止后ブローN_2流被		
	液安安水	全体		
				0
二合成	圧縮機	全体	2×3	6
	循環機	〃		
	混合室	流體連絡	2×3	6
	合成炉	一合成に同じ		
	水素充填	全体	0	0
	マレヂン	〃	0	0
	触媒	〃	0	0
硫安	飽和槽	附表第一に同じ	附表第	一に同じ
	硫酸槽			
	母液槽			
	分離機			
	乾燥機			
	輸送機			
	空気圧縮機			
	事務所			

合成炉温度維持運転要員

	台数 工場別	1	2	3	4	5	6
別表①	一合成	2	2	3	4	5	5
別表②	二合成	2	2	3	4		

窒素分離機要員

	台数 機械別	1	2	3	4	5
別表③	分離機	3	5	6	7	
別表④	空気圧縮機	2	2	3	3	3

第一硫酸焙焼炉要員

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	19
別表⑤	2			2			3			4			5			6		

（註）①乃至⑤の要員は一直の人員とする。

苦情調整処理協約

昭和電工株式会社川崎工場（以下工場とゆう）と昭和電工株式会社川崎工場労働組合（以下組合とゆう）とは苦情調整処理のため左の通り協約を締結する。

第一節　総則

（目的）

第一条　この協約は会社と組合員との間に発生する労働協約の解釈運用、その他就業条件に関する個人的疑義乃至不満を迅速円満に解決し、もつて職場の明朗と規律の維持をはかることを目的とする。

（機関）

第二条　前条の目的達成のため、各課に職場苦情調整委員会（以下職場委員会という）、工場に工場苦情調整委員会（以下工場委員会とゆう）を設置する

（苦情調整手続）

第三条　1. 第一条の苦情を持つ組合員は苦情の内容に希望する解決方法を文書をもつて職場委員会に提出することが出来る。

2. 前項の申立を受けた職場委員会は原則として一週間以内に当該苦情の調整解決をはかる。

3. 職場委員会において解決不可能となつたときは三日以内に工場委員会に附議する。

4. 工場委員会は原則として一〇日以内に当該事項を必ず解決しなければならない。

（委員会の決定事項の効力）

第四条　委員会で決定した事項については両当事者共これに従わなければならない。

（表彰、懲戒の措置）

第五条　組合員の表彰、懲戒については、表彰、懲戒の手続に従うものとし、この協約を適用しない。

第二節　細則

（職場委員会委員）

第六条　1. 職場委員会は工場側委員及び組合側委員三名以内をもつて構成する。

2. 工場側委員は各課長及びその都度課長の指名した者二名以内とし、組合側委員は当該職場委員長及びその都度職場委員長の指名した当該職場委員二名以内とする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0K3.

（工場委員会委員）

第七條　1　工場委員会は工場側委員及び組合側委員各五名以内で構成する。

2．工場側委員は事務部長、当該部長、人事課長、人事係長及び管理係長とし組合側委員はその都度組合長の指名した専従役員四名以内と当該職場委員長とする。

（議長）

第八條　1、委員会に議長を置く

2　議長は職場委員会においては各課長、工場委員会においては事務部長とする。

3　議長は委員会を招集司会する

4　議長に事故あるときは議長代理を指名し、その職務を代理させることが出来る。

（決定）

第九條　委員会の決定は出席者の全員一致を原則とする

（非公開）

第十條　委員会は公開しない、但し工場側、組合側双方が同意したときはこの限りではない。

（機密保持義務）

第十一條　委員は委員会において知り得た秘密を漏洩してはならない。

（参考人）

第十二條　委員会が必要と認めたときは参考人を出席させ当該事項に関する意見を聴取することが出来る。

（開催時間）

第十三條　1、職場委員会は一日一回、一時間以内、工場委員会は一週一回、四時間以内を限り就業時間中開催することができる

2　前項の時間委員会に出席した委員の賃金は差引かない。

附則

（有効期間）

第十四條　この協約の有効期間は昭和二十五年十二月二十一日付労働協約の有効期間とする。

以上

昭和二十五年十二月二十一日

決

（民3部）

二五労分二一の一二号

昭和二十六年一月十九日

神奈川県知事

労働省労政局長

労働省労働統計調査部長

関東地方民事部労働課長　殿

争議月報（十二月分）報告について

首題月報十二月分を別添により報告します

記

一、本月発生　三六件

神奈川縣廳

一、争議行為を伴つたもの　二八件

二、争議行為を伴わないが第三者の関与したもの　八件

二、本月解決　四二件

一、争議行為を伴つたもの　三五件

イ、本月発生　（二六件）

ロ、本月前発生　（九件）

二、争議行為を伴わないが第三者の関与したもの　七件

イ、本月発生　（四件）

ロ、本月前発生　（三件）

三、未解決　一二件

一、争議行為を伴つたもの　四件

二、争議行為を伴わなかつたが第三者の関与したもの　八件

納光明

労働争議発生月報

第三号様式（1）　　（12月分）神奈川縣

報告区分		本月発生		〃		〃		機械器具製造	
産業の種類		自動車製造		〃		自動車部品製造		日本製鋼所横浜製作所	
当事者	事業所名	日産自動車(株)横浜[illegible]工場		日産自動車(株)柏尾工場		日産自動車(株)厚木工場		―	
	所在地	横浜市神奈川区宝町2		横浜市戸塚区柏尾町183		愛甲郡南毛利村恩名		横浜市金沢区泥亀町	
	従業員数	4,500人		95		395		360	
	組合名	日産自動車労組横浜支部		日産自動車労組柏尾支部		日産自動車労組厚木支部		日本製鋼横浜製作所労組	
	所在地	同上		同上		同上		同上	
	組合員数	4,002		87		387		349	
争議参加人員		男3675人　女329人		男84人　女3人		男364人　女23人		男336人　女13人	
争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月8日 （24時[illegible]） 月日	12月9日 （部分スト） 12月12日	12月8日 （24時[illegible]スト） 月日	月日 月日	12月8日 （24時[illegible]スト） 月日	12月9日 （[illegible]） 月日	12月8日 （12時[illegible]） 月日	12月12日 （12時[illegible]） 月日
	争議型態	同盟罷業	〃	同盟罷業		同盟罷業	〃	同盟罷業	〃
	参加人員	男3695人 女325人	男70人 女　人	男84人 女3人	男　人 女　人	男364人 女23人	男6人 女　人	男340人 女　人	男340人 女　人
	損失日数	直接4,000日 間接　日	280日 日	直接87日 間接　日	日 日	直接387日 間接　日	6日 日	直接340日 間接　日	340日 日
第三者関与	労委又は仲裁委関与	受理月日 月日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月日	種類 仲、調、斡
		調整番号	受理月日 月日	種類 仲、調、斡	調整番号				
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者	関与月日 月日	種類	関与者	関与月日 月日	種類	関与者	関与月日 月日
		種類	関与者	関与月日 月日	種類				
組合加入系統		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車労組）		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車労組）		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車労組）		[✓ 総]、産、新、日、他 全國組合名 全日金属	
争議指令の有無		指令組合名 [✓ 有]（日産自動車労組）無		指令組合名 [✓ 有]（　）無		指令組合名 [✓ 有]（　）無		指令組合名 有（　）[✓ 無]	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

行為状況	争議型態	同盟罷業	〃	同盟罷業	〃	同盟罷業	〃	同盟罷業	〃
	参加人員	男 3645 人 女 325 人	男 70 人 女 人	男 84 人 女 3 人	男 人 女 人	男 364 人 女 23 人	男 6 人 女 人	男 340 人 女 人	男 340 人 女 人
	損失日数	直接 4,010 日 間接 日	282 日 日	直接 87 日 間接 日	日 日	直接 387 日 間接 日	6 日 日	直接 340 日 間接 日	340 日 日

第三者関与	労委又は仲裁委関与	受理 月 日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理 月 日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理 月 日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理 月 日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類
組合加入系統		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車労組）	総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車労組）	総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車労組）	[✓ 総]、産、新、日、他 全國組合名 全国金属 ）
争議指令の有無		指令組合名 [✓ 有]（日産自動車労組）無	指令組合名 [✓ 有]（〃）無	指令組合名 [✓ 有]（〃）無	指令組合名 有（ ）[✓ 無]
争議の構成		單独 共同 [✓ 連合体としての争議]	單独 共同 [✓ 連合体としての争議]	單独 共同 [✓ 連合体としての争議]	[✓ 單]独 共同 連合体としての争議
要求提出月日		12 月 21 日	12 月 21 日	12 月 21 日	11 月 17 日
主要要求事項の概要		越年資金 10,000円 (取)	〃	〃	1. 12月分以降の賃金を[illegible] 2. 越年資金 3,700円(取)
交渉経過		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 8 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 8 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 8 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 8 日
発生事情		越年資金要求獲得のため11月21日以来交渉中であったが両度の会社回答を不満として8日交渉決裂同日本部指令にもとづいて行われた	〃	〃	組合要求に対する会社回答を不満として実力行使を以て抗議した

労働争議発生月報

第三号様式 (2)　　　　(12月分)　　　　縣

報告区分			本月発生	〃	〃
産業の種類			化學	陸運	自動車製造
当事者	事業所名		帝口酸素(株)横浜工場	日新運輸倉庫(株)	いすゞ自動車(株)川崎製造所
	所在地		横浜市神奈川区子安通2-2343	横浜市鶴見区生麦町2,036	川崎市大師河原下殿町5932
	従業員数		52	450	1,860
	組合名		帝口酸素(株)横浜工場従組	日新従組	全自動車いすゞ自動車分会川崎支部
	所在地		同上	同上	同上
	組合員数		45	366	1,819
争議参加人員		男　人　女　人	男 45 人　女 ― 人	男 335 人　女 31 人	男 1,727 人　女 92 人

争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月25日 ([illegible]) 月日	月日 月日	12月11日 (24時間スト) 月日	12月13日 (48時間スト) 12月14日	12月12日 (24時間スト) 月日	月日 月日	12月13日 (24時間スト) 月日	12月14日 (24時間スト) 月日
	争議型態	同盟罷業		同盟罷業	〃	同盟罷業		同盟罷業	〃
	参加人員	男 340 人 女 人	男 人 女 人	男 45 人 女 ― 人	男 45 人 女 ― 人	男 330 人 女 30 人	男 人 女 人	男 1,810 人 女 人	男 1,810 人 女 人
	損失日数	直接 2,040 日 間接 日	日 日	直接 45 日 間接 日	90 日 日	直接 360 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日

第三者関与	労委又は仲裁委関与	受理月日 月日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 25 12月11日	種類 仲、[✓ 調]、斡	調整番号 25 207	受理月日 月日	種類 仲、調、斡	調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者	関与月日 月日	種類	関与者	関与月日 月日	種類	関与者	関与月日 月日	種類	関与者	関与月日 月日	種類

組合加入系統	総、產、新、日、他 (全國組合名　)	総、產、新、日、他 (全國組合名　)	総、產、新、日、他 (全國組合名　)	総、產、新、日、[✓ 他] 全國組合名 全自動車労組
争議指令の有無	指令組合名 有(　)無	指令組合名 [✓ 有](帝口酸素連合会)無	指令組合名 有(　)[✓ 無]	指令組合名 [✓ 有](いすゞ自動車分会)無
争議の構成	單独　共同　連合体としての争議	單独　共同　[✓ 連合体としての争議]	[✓ 單]独　共同　連合体としての争議	單独　共同　[✓ 連合体としての争議]

議行爲狀況		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	爭議型態	同盟罷業		同盟罷業	〃	同盟罷業		同盟罷業	〃
	參加人員	男 340 人 女 人	男 人 女 人	男 45 人 女 ― 人	男 45 人 女 ― 人	男 330 人 女 30 人	男 人 女 人	男 1,810 人 女 人	男 1,810 人 女 人
	損失日數	直接 2040 日 間接 日	日 日	直接 45 日 間接 日	90 日 日	直接 360 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日

第三者關與	勞委又は仲裁委關與	受理 月 日 月 日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理 月 日 月 日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理 月 日 25 12月 11日	種類 仲、[✓ 調]、斡	調整番号 25 207	受理 月 日 月 日	種類 仲、調、斡	調整番号
	勞委、仲裁委以外の第三者關與	關與者	關與月日 月 日	種類	關與者	關與月日 月 日	種類	關與者	關與月日 月 日	種類	關與者	關與月日 月 日	種類

組合加入系統	總、產、新、日、他 （全國組合名 ）	總、產、新、日、他 （全國組合名 ）	總、產、新、日、他 （全國組合名 ）	總、產、新、日、[✓ 他] 全國組合名 全自動車労組）
爭議指令の有無	指令組合名 有（ ）無	指令組合名 [✓ 有]（帝国酸素連合会）無	指令組合名 有（ ）[✓ 無]	指令組合名 [✓ 有]（いすゞ自動車分会）無
爭議の構成	單獨 共同 連合体としての爭議	單獨 共同 [✓ 連合体としての爭議]	[✓ 單獨] 共同 連合体としての爭議	單獨 共同 [✓ 連合体としての爭議]
要求提出月日	月 日	11月 15日	11月 29日	11月 21日
主要要求事項の概要		1. 越年資金 10,000円(込) 2. ベースアップ27.6%	越年資金 26,000円(取)	越年資金 9,700円(取)
交涉經過	1. 勞使間の紛爭處理のための機關の有無 有（苦情處理機關 協議機關） 無 2. 勞使間の紛爭處理のための機關にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交涉決裂 月 日	1. 勞使間の紛爭處理のための機關の有無 有（苦情處理機關 協議機關） [✓ 無] 2. 勞使間の紛爭處理のための機關にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交涉決裂 月 日	1. 勞使間の紛爭處理のための機關の有無 有（苦情處理機關 協議機關） [✓ 無] 2. 勞使間の紛爭處理のための機關にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交涉決裂 12月 8日	1. 勞使間の紛爭處理のための機關の有無 有（苦情處理機關 協議機關） [✓ 無] 2. 勞使間の紛爭處理のための機關にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交涉決裂 12月 13日
發生事情		組合要求に対して会社回答がないので、団交に入ったところベースアップに対しては8%、越年資金については考慮しないとの回答を不満としたものである。	組合要求に対して会社は、16,000円込を主張し [illegible] 団交で21,000円案を会社は譲歩したが、決裂12日ストを実施した。	会社の3,500円回答を不満として13日、14日10時から一斉2時間の抗議ストを実施した。

労 働 争 議 発 生 月 報

第三号様式（3）　　　　（12月分）　　　　縣

報告区分		本月発生		〃		〃		〃	
産業の種類		自動車製造		自動車部品鍛・鋳造		自動車貨物小運送		造船修理	
当事者	事業所名	いすゞ自動車 鶴見製造所		いすゞ自動車 末広製造所		川崎運送 ~~従組~~(株)		(株)神奈川造船所	
	所在地	横浜市鶴見区末広町2-4		横浜市鶴見区下末吉町765		川崎市渡田町2-3		横浜市神奈川区守屋町2-1	
	従業員数	1,300		450		260		110	
	組合名	いすゞ自動車分会鶴見支部		いすゞ自動車分会 末吉支部		川崎運送(株)従組		神奈川造船従組	
	所在地	同上		同上		同上		同上	
	組合員数	1,270		420		212		90	
争議参加人員		男 1,211 人　女 59 人		男 374 人　女 46 人		男 196 人　女 16 人		男 85 人　女 5 人	
争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月13日（24時間） 月 日	12月14日（24時間） 月 日	12月13日（24時間） 月 日	12月14日（24時間） 月 日	12月14日 月 日	月 日 月 日	12月12日（部分スト） 月 日	12月15日（部分スト） 月 日
	争議型態	同盟罷業	〃	同盟罷業	〃	同盟罷業		同盟罷業	〃
	参加人員	男 1,260 人 女 人	男 1,260 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 90 人 女 人	男 人 女 人
	損失日数	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日
第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡 | 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 | 関与月日 月 日	種類	関与者 | 関与月日 月 日	種類	関与者 | 関与月日 月 日	種類	関与者 | 関与月日 月 日	種類
組合加入系統		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車）		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車）		総、産、新、日、他 （全國組合名　　）		総、産、新、日、他 全國組合名　　）	
争議指令の		指令組合名		指令組合名		指令組合名		指令組合名	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

行爲狀況	争議型態	同盟怠業 〃	同盟怠業 〃	同盟怠業	同盟罷業 〃
	参加人員	男 1260 人 女 人 男 1,260 人 女 人	男 人 女 人 男 人 女 人	男 人 女 人 男 人 女 人	男 90 人 女 人 男 人 女 人
	損失日数	直接 日 間接 日 日 日	直接 日 間接 日 日 日	直接 日 間接 日 日 日	直接 日 間接 日 日 日
第三者関與	労委又は仲裁委關與	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類
組合加入系統		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車）	総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全自動車）	総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	総、産、新、日、他 全國組合名 ）
争議指令の有無		指令組合名 [✓ 有]（いすゞ自動車分会）無	指令組合名 [✓ 有]（いすゞ自動車分会）無	指令組合名 有（ ）[✓ 無]	指令組合名 有（ ）[✓ 無]
争議の構成		単独 共同 [✓ 連合体としての争議]	単独 共同 [✓ 連合体としての争議]	[✓ 單独] 共同 連合体としての争議	[✓ 單独] 共同 連合体としての争議
要求提出月日		11月21日	11月21日	12月13日	月 日
主要要求事項の概要		越年資金 9,700(取)	〃	賃金遅払解消 イ. 10月残及び11分を20日までに支給 ロ. 12月分を30日までに支拂え	越年資金 10,000円
交渉経過		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 12月13日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 12月13日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 12月15日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 月 日
発生事情		川崎支部参加	〃	要求提出即日回答は決裂 14日午后〜1時までサボを行った	組合要求に対する会社回答を不満として12月15日部分ストを以て抗議した

労働争議発生月報

第三号様式（4）

（12月分）　　県

報告区分		本月発生				〃		〃	
産業の種類		トラクター製造				圧造機製造		真空管製造	
当事者	事業所名	日本開発機(株)				芝浦共同工業(株)		東芝(株)堀川町工場	
	所在地	横浜市鶴見区市場町1150				横浜市鶴見区末広町2-4		川崎市堀川町72	
	従業員数	370				350		2,850	
	組合名	日本開発機労組				神奈川金属労組芝浦共同工業支部		産別金属東芝堀川町分会	
	所在地	同上				同上		同上	
	組合員数	335				320		1,350	
争議参加人員		男 321人 女 14人		男 人 女 人		男 284人 女 36人		男 930人 女 420人	
争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月15日（24時間スト） 月 日	12月18日（1時間スト） 月 日	12月19日（24時間スト） 月 日	12月16日（ハンスト） 12月20日	12月16日（24時間スト） 月 日	月 日 月 日	12月16日（半日スト） 月 日	12月19日（半日スト） 月 日
	争議型態	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業		同盟罷業	〃
	参加人員	男 320人 女 人	男 320人 女 人	男 320人 女 人	男 2人 女 人	男 320人 女 人	男 人 女 人	男 1,350人 女 人	男 1,350人 女 人
	損失日数	直接 320日 間接 日	日 日	直接 320日 間接 日	10日 日	直接 320日 間接 日	日 日	直接 1,350日 間接 日	1,350日 日
第三者関与	労委又は仲裁委関与	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡　調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡　調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡　調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡　調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者　関与月日 月 日	種類	関与者　関与月日 月 日	種類	関与者　関与月日 月 日	種類	関与者　関与月日 月 日	種類
組合加入系統		総、産、新、日、他 （全國組合名　）		総、産、新、日、他 （全國組合名　）		[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全国金属）		総、[✓ 産]、新、日、他 全國組合名 全金属労組）	
争議指令の		指令組合名		指令組合名		指令組合名		指令組合名	

行爲狀況		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	争議型態	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業		同盟罷業	〃
	参加人員	男 320 人 女 人	男 320 人 女 人	男 320 人 女 人	男 2 人 女 人	男 320 人 女 人	男 人 女 人	男 1,350 人 女 人	男 1,350 人 女 人
	損失日数	直接 320 日 間接 日	日 日	直接 320 日 間接 日	10 日 日	直接 320 日 間接 日	日 日	直接 1,350 日 間接 日	1,350 日 日

第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類
組合加入系統		総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全国金属 ）	総、[✓ 産]、新、日、他 全國組合名 全金属労組 ）
争議指令の有無		指令組合名 有（ ） [✓ 無]	指令組合名 有（ ）無	指令組合名 有（ ） [✓ 無]	指令組合名 [✓ 有]（東芝労連 ）無
争議の構成		[✓ 單独] 共同 連合体としての争議	單独 共同 連合体としての争議	[✓ 單独] 共同 連合体としての争議	單独 共同 [✓ 連合体としての争議]
要求提出月日		12 月 6 日	月 日	11 月 16 日	11 月 15 日
主要要求事項の概要		① 越年資金 5,000円（取） 2 附帯条件 イ. スト中の賃金支給 ロ. 賃金總額を組合に渡せ ハ. ハンスト者の医療費、休養期間の保障見舞金の支給		越年資金 5,000円（取） 12月13日要求修正 6,500円（取）	越年資金 5,000円（込）
交渉経過		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 19 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 13 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日
発生事情		9日会社の830円（1人当）の回答に対し13日スト決議15、19の両日24時間スト、18日1時間スト、16～20日まで2名参加のハンストを以て反対抗議を行った。		12月1日込2,000円、13日込3,000円の会社回答を不満として14日スト決議16日24時間スト実施。	連合会要求で交渉されたが、妥結点に至らないので実力を行使した。

労働争議発生月報

第三号様式(5)　　　　（12月分）　　　　縣

報告区分		本月発生				″		″	
産業の種類						電気モーター		″	
当事者	事業所名					東芝(株)鶴見工場		東芝(株)小向工場	
	所在地					横浜市鶴見区末広町2-4		川崎市小向中耕地567	
	従業員数					2,000		811	
	組合名	東芝堀川町労組				東芝鶴見労組		東芝小向労組	
	所在地	川崎市堀川町72				同上		同上	
	組合員数	1,397				1,830		682	
争議参加人員		男841人　女556人		男　人　女　人		男1,695人　女135人		男641人　女41人	
争議行爲狀況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月16日（半日スト） 月　日	12月19日（半日スト） 月　日	12月20日（ハンスト） 月　日	月　日 月　日	12月16日（半日スト） 月　日	月　日 月　日	12月16日（半日スト） 月　日	月　日 月　日
	争議型態	同盟罷業	″	″		同盟罷業		同盟罷業	
	参加人員	男1,390人 女　人	男1,390人 女　人	男5人 女　人	男　人 女　人	男1,800人 女　人	男　人 女　人	男682人 女　人	男　人 女　人
	損失日数	直接1,390日 間接　日	1,390日 日	直接5日 間接　日	日 日	直接1,800日 間接　日	日 日	直接682日 間接　日	日 日
第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理　月　日 月　日	種類 仲、調、斡 調整番号	受理　月　日 月　日	種類 仲、調、斡 調整番号	受理　月　日 月　日	種類 仲、調、斡 調整番号	受理　月　日 月　日	種類 仲、調、斡 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 関与月日 月　日	種類	関与者 関与月日 月　日	種類	関与者 関与月日 月　日	種類	関与者 関与月日 月　日	種類
組合加入系統		総、産、[✓ 新]、日、他 （全國組合名 全日電機）		総、産、新、日、他 （全國組合名　）		総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全電機労連）		総、産、新、日、他 全國組合名　）	
争議指令の有無		指令組合名 ㊒（ 東芝新労組 ）無		指令組合名 有（　）無		指令組合名 ㊒（ [illegible] ）		指令組合名	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

為状況	参加人員	男 2390 人 女 人 男 1390 人 女 人	男 5 人 女 人 男 人 女 人	男 1800 人 女 人 男 人 女 人	男 682 人 女 人 男 人 女 人
	損失日数	直接 1390 日 間接 日 1390 日 日	直接 5 日 間接 日 日 日	直接 1800 日 間接 日 日 日	直接 682 日 間接 日 日 日
第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理 月 日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類
組合加入系統		総、産、[✓ 新]、日、他 （全國組合名 全日電機 ）	総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全電機労連 ）	総、産、新、日、他 全國組合名 ）
争議指令の有無		指令組合名 [✓ 有]（ 東芝新労連 ）無	指令組合名 有（ ）無	指令組合名 [✓ 有]（ 東芝労連 ）無	指令組合名 [✓ 有]（ 東芝労連 ）無
争議の構成		單独　共同　[✓ 連合体]としての争議	單独　共同　連合体としての争議	單独　共同　[✓ 連合体]としての争議	單独　共同　[✓ 連合体]としての争議
要求提出月日		11 月 15 日	月 日	11 月 15 日	11 月 15 日
主要要求事項の概要		~~[illegible]~~ 堀川町分会に同じ		〃	〃
交渉経過		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日
発生事情		堀川町分会に同じ		〃	〃

労働争議発生月報

第三号様式（6）　　（12月分）　　縣

報告区分		本月発生		〃		〃		〃	
産業の種類		電気メーター		〃		荷役業		造船業	
当事者	事業所名	東芝(株)柳町工場		〃		横浜回漕協会		日本鋼管鶴見造船所	
	所在地	川崎市柳町1,200		〃		横浜市中区日本大通		横浜市鶴見区末広町2-1	
	従業員数	1,940		〃		1,400		3,300	
	組合名	全金属労組神奈川支部 東芝柳町分会		東芝柳町労組		全港湾関東地方本部 京浜港湾支部		全造船関東支部鶴見分会	
	所在地	同上		川崎市柳町1,200		横浜市中区港町6-27		同上	
	組合員数	1,057		328		1,007		3,198	
争議参加人員		男 921人　女 186人		男 299人　女 29人		男 980人　女 27人		男 3064人　女 134人	
争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月 16日 （半日スト） 月　日	月　日 月　日	12月 16日 （半日スト） 月　日	月　日 月　日	12月 18日 12月 21日	月　日 月　日	12月 18日 月　日	月　日 月　日
	争議型態	同盟罷業		同盟罷業		同盟罷業		同盟罷業	
	参加人員	男 1,057人 女　人	男　人 女　人	男 328人 女　人	男　人 女　人	男 3,000人 女　人	男　人 女　人	男 3,000人 女　人	男　人 女　人
	損失日数	直接 1,057日 間接　日	日 日	直接 328日 間接　日	日 日	直接 1,200日 間接　日	日 日	直接　日 間接　日	日 日

第三者関与	労委又は仲裁委関与	受理月日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日	種類 仲、調、斡	調整番号
		月　日			月　日			月　日			月　日		
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者	関与月日	種類	関与者	関与月日	種類	関与者	関与月日	種類	関与者	関与月日	種類
			月　日			月　日			月　日			月　日	

組合加入系統	総、[✓ 産]、新、日、他 （全國組合名 全金属労組）	総、産、新、日、他 （全國組合名　）	総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全港湾労組）	総、産、新、日、[✓ 他] 全國組合名 全造船　）

爲狀況 参加人員	男 1,057 人 女 人 | 男 人 女 人	男 328 人 女 人 | 男 人 女 人	男 1,200 人 女 人 | 男 人 女 人	男 2,100 人 女 人 | 男 人 女 人
損失日数	直接 1,057 日 間接 日 | 日 日	直接 328 日 間接 日 | 日 日	直接 1,200 日 間接 日 | 日 日	直接 日 間接 日 | 日 日
第三者関與 労委又は仲裁委関與	受理月日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理月日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理月日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号	受理月日 月 日 | 種類 仲、調、斡 | 調整番号
労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類	関与者 | 関与月日 月 日 | 種類
組合加入系統	総、[✓ 産]、新、日、他 （全國組合名 全金属労組 ）	総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	総、産、新、日、[✓ 他] （全國組合名 全港湾労組 ）	総、産、新、日、[✓ 他] 全國組合名 全造船 ）
爭議指令の有無	指令組合名 [✓ 有]（東芝労連 ）無	指令組合名 [✓ 有]（東芝新労連 ）無	指令組合名 有（ ）[✓ 無]	指令組合名 有（ ）[✓ 無]
爭議の構成	單獨 | 共同 | [✓ 連合体としての爭議]	單獨 | 共同 | [✓ 連合体としての爭議]	[✓ 單獨] | 共同 | 連合体としての爭議	[✓ 單獨] | 共同 | 連合体としての爭議
要求提出月日	11 月 15 日	11 月 15 日	11 月 4 日	10 月 23 日
主要要求事項の概要	堀川町分会と同じ	〃	1. 生活補給金 1,500円（取） 2. 越年資金 5,000円（取）	越年資金 10,000円（取）
交渉経過	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間（ 月間） 3. 交渉決裂 12月 11 日
発生事情	堀川町分会と同じ	〃	越年資金5,000円込、生補金は支給出来ないの会社回答で交渉決裂 その后 ~~[illegible]~~ 5,000円込 回答を不満として 18日から無期限ストに入った。	会社の10,000円込の回答を不満として大会でこれを拒否 12月18日 24時間スト実施。

労働争議発生月報

第三号様式（7）

（ 12月分）　　縣

報告区分		本月発生		〃		〃		〃	
産業の種類		電気業		電極製造		電極の試験研究		機械器具製造	
当事者	事業所名	日本発送電(株)神奈川支社		東海電極(株)茅ヶ崎工場		東海電極(株)技術研究所		京浜工業(株)	
	所在地	川崎市柳町 1173		茅ヶ崎市萩園 1644		藤沢市大鋸天神台 820		横須賀市浦郷 13	
	従業員数	330		160		30		30	
	組合名	電産神奈川支部神奈川支社分会		東海電極茅ヶ崎工場労組		東海電極(株)技術研究所労組		神奈川金属労組京浜工業支部	
	所在地	同上		同上		同上		同上	
	組合員数	307		136		27		27	
争議参加人員		男 296人　女 11人		男 126人　女 10人		男 24人　女 3人		男 27人　女　人	
争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月 18日 月　日	12月 17日 月　日	12月 18日 12月 19日	月　日 月　日	12月 18日 12月 19日	月　日 月　日	12月 20日 （無期限スト） 12月 25日	月　日 月　日
	争議型態	同盟罷業		同盟罷業		同盟罷業		同盟罷業	
	参加人員	男 235人 女　人	男 235人 女　人	男 130人 女　人	男　人 女　人	男 27人 女　人	男　人 女　人	男 27人 女　人	男　人 女　人
	損失日数	直接　日 間接　日	日 日	直接 260日 間接　日	日 日	直接 54日 間接　日	日 日	直接 162日 間接　日	日 日

第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理月日 月　日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月　日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月　日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月　日	種類 仲、調、斡	調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者	関与月日 月　日	種類	関与者	関与月日 月　日	種類	関与者	関与月日 月　日	種類	関与者	関与月日 月　日	種類
組合加入系統		総、産、新、日、他 （全國組合名 電産 ）			[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全日化学 ）			[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全日化学 ）			[✓ 総]、産、新、日、他 全國組合名 全日金属 ）		
争議指令の		指令組合名			指令組合名			指令組合名			指令組合名		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

行為状況	争議型態	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業	同盟罷業
	参加人員	男 235 人 女 人 男 235 人 女 人	男 130 人 女 人 男 人 女 人	男 27 人 女 人 男 人 女 人	男 27 人 女 人 男 人 女 人
	損失日数	直接 日 間接 日 日 日	直接 260 日 間接 日 日 日	直接 54 日 間接 日 日 日	直接 162 日 間接 日 日 日
第三者関与	労委又は仲裁委員会	受理月日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理月日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理月日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号	受理月日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類
組合加入系統		総、産、新、日、他 （全國組合名 電産 ）	[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全国化学 ）	[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全国化学 ）	[✓ 総]、産、新、日、他 全國組合名 全国金属 ）
争議指令の有無		指令組合名 [✓ 有]（ 電産 ）無	指令組合名 [✓ 有]（ 東海電極労連 ）無	指令組合名 [✓ 有]（ 東海電極労連 ）無	指令組合名 有（ ）無
争議の構成		單独 共同 [✓ 連合体としての争議]	單独 共同 [✓ 連合体としての争議]	單独 共同 [✓ 連合体としての争議]	[✓ 單独] 共同 連合体としての争議
要求提出月日		月 日	11 月 20 日	11 月 20 日	12 月 2 日
主要要求事項の概要		1. 12月賃金の改訂 ② 越年資金	越年資金 7,900円	〃	① 越年資金 5,500円 （平） 2. 不当馘首反対 3. 12月賃金の繰上支給
交渉経過		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 8 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12 月 16 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 12月 16 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日
発生事情		要求提出后交渉をもったが決裂 保安要員72名を残して18、19両日職場放棄を行った。	連合会要求に対して会社の回答なきため連合会指令にもとづき18日一斉に72時間ストを実施した。（19日午后中止）	〃	組合要求に対する会社回答に誠意なしとして20日無期限ストに入った（25日スト中止）

労働争議発生月報

第三号様式 (8)　　　　（12月分）神奈川　縣

報告区分		本月発生		〃		〃		〃	
産業の種類		車輌製造		化学（更新タイヤ、布引）		機械器具製造		機械器具製造	
当事者	事業所名	(株)東急横浜製作所		日華ゴム工業(株)		新日国平塚工業(株)		東京機器工業(株)	
	所在地	横浜市金沢区釜利谷町		横浜市戸塚区笠間町122		平塚市馬入天沼700		川崎市中島町1-2	
	従業員数	411		90		720		850	
	組合名	神奈川金属労組東急横浜支部		日華ゴム労組		日国平塚労組		神奈川金属東京機器工業支部	
	所在地	同上		同上		同上		同上	
	組合員数	406		80		634		755	
争議参加人員		男 401人　女 5人		男 60人　女 20人		男 605人　女 29人		男 672人　女 83人	
争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	12月21日 48時間スト日	月 日 月 日	12月22日 （3時間半スト）日	月 日 月 日	12月25日 12月27日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日
	争議型態	同盟罷業		同盟怠業		同盟罷業			
	参加人員	男 400人 女 人	男 人 女 人	男 60人 女 人	男 人 女 人	男 630人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人
	損失日数	直接 400日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 1890日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日
第三者関与	労委又は仲裁委関与	受理月日 月 日	種類 仲、調、幹 調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、幹 調整番号	受理月日 25、12月18日	種類 仲、[✓ 調]、幹 調整番号 25. 209	受理月日 25 12月6日	種類 仲、[✓ 調]、幹 調整番号 25 205
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者	関与月日 月 日 種類	関与者	関与月日 月 日 種類	関与者	関与月日 月 日 種類	関与者	関与月日 月 日 種類
組合加入系統		[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全国金属 ）		総、産、新、日、他 （全國組合名		[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全国金属 ）		[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全国金属 ）	

		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
争議行為状況	期間	12月21日 4時間スト日	月日 月日	12月22日 (3時間半スト)	月日 月日	12月25日 12月27日	月日 月日	月日 月日	月日 月日
	争議型態	同盟罷業		同盟怠業		同盟罷業			
	参加人員	男 400 人 女 人	男 人 女 人	男 60 人 女 人	男 人 女 人	男 630 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人
	損失日数	直接 400 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 1890 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日

		受理月日	種類	調整番号	受理月日	種類	調整番号	受理月日	種類	調整番号	受理月日	種類	調整番号
第三者関与	労委又は仲裁委関与	月日	仲、調、斡		月日	仲、調、斡		25、12月18日	仲、[✓ 調]、斡	25. 209	25 12月6日	仲、[✓ 調]、斡	25 205
		関与者	関与月日	種類	関与者	関与月日	種類	関与者	関与月日	種類	関与者	関与月日	種類
	労委、仲裁委以外の第三者関与		月日			月日			月日			月日	

組合加入系統	[✓ 総]、産、新、日、他 (全國組合名 全日金属)	総、産、新、日、他 (全國組合名)	[✓ 総]、産、新、日、他 (全國組合名 全日金属)	[✓ 総]、産、新、日、他 (全國組合名 全日金属)
争議指令の有無	指令組合名 有( ) [✓ 無]	指令組合名 有( ) [✓ 無]	指令組合名 有( ) [✓ 無]	指令組合名 有( ) [✓ 無]
争議の構成	[✓ 単独] 共同 連合体としての争議	[✓ 単独] 共同 連合体としての争議	[✓ 単独] 共同 連合体としての争議	単独 共同 連合体としての争議
要求提出月日	11月11日	11月10日	12月13日	月日
主要要求事項の概要	越年資金 8,700円(平)	越年資金 9,000円(平)	臨時給与として 3,000円	突破資金 5,000円(平)
交渉経過	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 [✓ 有](苦情処理機関 協議機関) ~~無~~ 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (23 日間) 3. 交渉決裂 12月3日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有(苦情処理機関 協議機関) [✓ 無] 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (月間) 3. 交渉決裂 月日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有(苦情処理機関 協議機関) 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (月間) 3. 交渉決裂 月日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有(苦情処理機関 協議機関) 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (月間) 3. 交渉決裂 月日
発生事情	当初の交渉では会社の3,500円止まりで進展しないので団交に切換え接衝したがまとまらず24日4時間ストを行った。	要求を行って交渉中であったが妥結に至らず22日8時30分から3時間半ストを行った。	支給不可能の会社回答を不満として地労委に調停を申請したが23日の調停案を不満として25日から無期限ストに入った。	

労働争議発生月報

第三号様式（3）

（12月分）神奈川縣

報告区分		本月発生		〃		〃		〃	
産業の種類		信号保安装置製造		バブコック製造		紡織工業		〃	
当事者	事業所名	京三製作所鶴見工場		松葉産業		日本和紡 横須賀工場		二荒紡績(株)	
	所在地	横浜市鶴見区 ~~川崎~~市平安町1-131		川崎市今井町2		横須賀市浦郷		平塚市平塚1140	
	従業員数	450		110		230		150	
	組合名	京三製作所鶴見労組		神奈川金属労組松葉産業支部		日本和紡横須賀従組		二荒紡績(株)労組	
	所在地	同上		同上		同上		同上	
	組合員数	319		89		182		102	
争議参加人員		男 9人 (旧人) 女 人		男 80人 女 9人		男 20人 女 162人		男 1人 (旧人) 女 人	
争議行為状況		第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次	第一次	第二次
	期間	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日
	争議型態								
	参加人員	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人
	損失日数	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日
第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理月日 25 12月 9日	種類 仲、調、斡（不） 調整番号 25 27	受理月日 25 12月 13日	種類 仲、[✓ 調]、斡 調整番号 25 206	受理月日 25 12月 15日	種類 仲、[✓ 調]、斡 調整番号 25 208	受理月日 25 12月 18日	種類 仲、調、斡（不） 調整番号 25 28
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者	関与月日 月 日 種類	関与者	関与月日 月 日 種類	関与者	関与月日 月 日 種類	関与者	関与月日 月 日 種類
組合加入系統		総、産、新、日、他 （全國組合名 ）		[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全日金属 ）		総、産、新、日、他 （全國組合名 ）		総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	
争議指令の有無		指令組合名		指令組合名		指令組合名		指令組合名	

行爲狀況		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	爭議型態								
	参加人員	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人
	損失日数	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日

第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理 25 12月 9日	種類 仲、調、幹 不	調整番号 25 27	受理 25 12月 13日	種類 仲、[✓ 調]、幹	調整番号 25 206	受理 25 12月 15日	種類 仲、[✓ 調]、幹	調整番号 25 208	受理 25 12月 18日	種類 仲、調、幹 不	調整番号 25 28
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者	関与月日 月 日	種類	関与者	関与月日 月 日	種類	関与者	関与月日 月 日	種類	関与者	関与月日 月 日	種類

組合加入系統	総、産、新、日、他 (全國組合名)	[✓ 総]、産、新、日、他 (全國組合名 全日金属)	総、産、新、日、他 (全國組合名)	総、産、新、日、他 (全國組合名)
争議指令の有無	指令組合名 有 ( ) 無	指令組合名 有 ( ) 無	指令組合名 有 ( ) 無	指令組合名 有 ( ) 無
争議の構成	單独 共同 連合体としての争議	單独 共同 連合体としての争議	單独 共同 連合体としての争議	單独 共同 連合体としての争議
要求提出月日	月 日	月 日	月 日	月 日
主要要求事項の概要	労組法7條1号違反	越年資金 平均10,000円(要求)	1. 越年資金 現行平均賃金の2ヶ月分(要求) 2. 他に 6,810円	7條1号違反
交渉経過	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有(苦情処理機関 協議機関) 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (月間) 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有(苦情処理機関 協議機関) 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (月間) 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有(苦情処理機関 協議機関) 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (月間) 3. 交渉決裂 月 日	1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有(苦情処理機関 協議機関) 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 (月間) 3. 交渉決裂 月 日
発生事情	(註) 11月発生報告は誤報につき本月(12月)発生に訂正します。			

労働争議発生月報

第三号様式 (10)

（ 12月分）神奈川 縣

報告区分		本月発生	〃	〃	
産業の種類		紡機製造	レンズ	ベアリング製造	
当事者	事業所名	横浜紡機(株)	大船光学	日本精工藤沢工場	
	所在地	横浜市西区北幸町2-82	鎌倉市台659	藤沢市鵠沼1375	
	従業員数	50	250	1,500	
	組合名	横浜紡機労組	神奈川金属労組大船光学支部	全日機械労組日本精工藤沢支部	
	所在地	同上	同上	同上	
	組合員数	40	201	1341	
争議参加人員		男 40人 1人 女 人	男 156人 女 45人	男 50人 1人 女 人	男 人 女 人
争議行為状況		第一次 第二次	第一次 第二次	第一次 第二次	第一次 第二次
	期間	月 日 月 日 月 日 月 日	月 日 月 日 月 日 月 日	月 日 月 日 月 日 月 日	月 日 月 日 月 日 月 日
	争議型態				
	参加人員	男 人 女 人 男 人 女 人	男 人 女 人 男 人 女 人	男 人 女 人 男 人 女 人	男 人 女 人 男 人 女 人
	損失日数	直接 日 間接 日 日 日	直接 日 間接 日 日 日	直接 日 間接 日 日 日	直接 日 間接 日 日 日
第三者関与	労委又は仲裁委関与	受理月日 25 12月 20日 種類 仲、調、[✓ 斡] 調整番号 25 29	受理月日 12月 21日 種類 仲、[✓ 調]、斡 調整番号 25 210	受理月日 25 12月 27日 種類 仲、調、[✓ 斡] 調整番号	受理月日 月 日 種類 仲、調、斡 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類	関与者 関与月日 月 日 種類
組合加入系統		総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全日金属 ）	総、産、[✓ 新]、日、他 （全國組合名 全日機械 ）	総、産、新、日、他 （全國組合名 ）

議行爲状況	期間	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	爭議型態								
	参加人員	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人
	損失日数	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日	直接 日 間接 日	日 日
第三者関與	労委又は仲裁委関與	受理月日 25 12月 20日	種類 仲、調、幹 (了) 調整番号 25 29	受理月日 25 12月 21日	種類 仲、[✓ 調]、幹 調整番号 25 210	受理月日 25 12月 27日	種類 仲、調、幹 (了) 調整番号	受理 月 日 月 日	種類 仲、調、幹 調整番号
	労委、仲裁委以外の第三者関与	関与者 関与月日 月 日	種類	関与者 関与月日 月 日	種類	関与者 関与月日 月 日	種類	関与者 関与月日 月 日	種類
組合加入系統		総、産、新、日、他 （全國組合名 ）		[✓ 総]、産、新、日、他 （全國組合名 全日金属 ）		総、産、[✓ 新]、日、他 （全國組合名 全日機械 ）		総、産、新、日、他 （全國組合名 ）	
爭議指令の有無		指令組合名 有（ ）無		指令組合名 有（ ）無		指令組合名 有（ ）無		指令組合名 有（ ）無	
爭議の構成		單獨 共同 連合体としての爭議		單獨 共同 連合体としての爭議		單獨 共同 連合体としての爭議		單獨 共同 連合体としての爭議	
要求提出月日		月 日		月 日		月 日		月 日	
主要要求事項の概要		7條1号違反		越年資金 7,000円(ヒ)		7條1号違反			
交渉経過		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日		1. 労使間の紛争処理のための機関の有無 有（苦情処理機関 協議機関） 無 2. 労使間の紛争処理のための機関にかけたならばその期間 （ 月間） 3. 交渉決裂 月 日	
発生事情									

労働争議解決月報

第四号様式 No. 1.

（12 月分）神奈川 縣

報告区分		当月解決	〃	〃	〃
産業の種類		軸受製造	カーボン製造	印刷機製造	紡織機械製造
当事者	事業所名	日本精工藤沢工場	日本カーボン(株)横浜工場	芝浦工機（株）	(株)横浜紡機製作所
	組合名	新産別全国機械労組 日本精工藤沢支部	同上従組	全金属神奈川支部芝浦工機分会	全金属神奈川支部横紡分会
発生報告年月		25. 10.	25. 10	25. 11.	25. 11
争議指令の有無		有（指令組合名　）[✓ 無]	有（指令組合名　）[✓ 無]	有（指令組合名　）[✓ 無]	有（指令組合名　）[✓ 無]
争議の構成		[✓ 単独] 共同 連合体としての争議	[✓ 単独] 共同 連合体としての争議	単独 共同 連合体としての争議	単独 共同 連合体としての争議
第三者関与	労委又は仲裁委の関与	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、幹 / 調整番号	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、幹 / 調整番号	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、幹 / 調整番号	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、幹 / 調整番号
	労委仲裁委以外の第三者関与	関与者 / 種類 仲、調、幹 / 関与月日 月 日	関与者 / 種類 仲、調、幹 / 関与月日 月 日	関与者 / 種類 仲、調、幹 / 関与月日 月 日	関与者 / 種類 仲、調、幹 / 関与月日 月 日
争議参加人員		男 1,163 人 女 178 人	男 147 人 女 10 人	男 389 人 女 16 人	男 128 人 女 2 人

争議行為状況		第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次
	期間	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 11 月 16 日 至 月 日	11 月 18 日 11 月 20 日	11 月 20 日 12 月 2 日
	型態										罷	怠	閉鎖
	参加人員	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 128 女 2	男 128 女 2	男 128 女 2
	損失日数	直 間			直 間			直 間			直 130 間		[illegible]

解決月日	25. 12. 8.	25. 12. 7	12. 30	12. 4
解決方法	① 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 / 仲裁 調停 斡旋 / 成 否	① 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 / 仲裁 調停 斡旋 / 成 否	1. 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 / 仲裁 調停 斡旋 / 成 否	1. 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 / 仲裁 調停 斡旋 / 成 否

争議行爲状況	期間	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 11 月 16 日 至 月 日	11 月 18 日 11 月 20 日	11 月 20 日 12 月 2 日
	型態										罷	怠	閉鎖
	参加人員	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 128 女 2	男 128 女 2	男 128 女 2
	損失日数	直 間			直 間			直 間			直 130 間		1,690

解決月日	25. 12. 8.	25. 12. 7	12. 30	12. 4
解決方法	[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁 労政関係の公務員 調停 成 否 其の他 斡旋 3. 自然消滅	[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁 労政関係の公務員 調停 成 否 其の他 斡旋 3. 自然消滅	1. 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁 労政関係の公務員 調停 成 否 其の他 斡旋 [✓ 3.] 自然消滅	1. 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁 労政関係の公務員 調停 成 否 其の他 斡旋 [✓ 3.] 自然消滅
解決條件	越年資金 4,500円支給 (甲) 支給方法 { 年内に 3,000円 26.12に 1,000円 26.3に 500円	1. 住民税は6ヶ月返済期間で貸付ける 2. 一時金 3,500円支給(乙)		
解決結果	貫徹、不貫徹、[✓ 妥協]	貫徹、不貫徹、[✓ 妥協]	貫徹、[✓ 不貫徹]、妥協	貫徹、[✓ 不貫徹]、妥協
検挙起訴 検挙人員				
検挙起訴 罪名				
解決事情の概要	一時金、会社再建案の問題については後日の交渉にゆずることにした労組は、越年資金要求に重点を切換えて一応妥結した	住民税については10月2日、一時金はその后に要求して交渉したが、12月7日に至り会社は拒否態度を譲歩して妥結した	交渉において会社の初志は変更されず拮抗しているうちに労組もその後には交渉を行はず、追放は既定方針どおり実施されたので一應12月末日をもって自然消滅として処理した	12月1日に第2組合を結成し、第1組合の指導的幹部は悉く依頼退職（就業規則違反で退職勧告を受けた）したため、要求事項は白紙に返すことになった

労働争議解決月報

第四号様式 No. 2.　　　　　　　　（12 月分）　　　　県

報告区分		当月解決			〃			〃			〃		
産業の種類		自動車製造			自動車部品			仝右			化学機械製造		
当事者	事業所名	日産自動車(株) 横浜工場 鶴見工場			日産自動車(株)柏尾工場			仝右　厚木工場			三菱化工機(株) 川崎製造所		
	組合名	日産自動車~~支部~~労組横浜支部			日産自動車労組柏尾支部			仝右　厚木支部			三菱化工機川崎労組		
発生報告年月		(25) 11			(25) 11.			(25) 11			(25) 11		
争議指令の有無		指令組合名 [✓ 有]（日産自動車労）無			指令組合名 有（仝右）無			指令組合名 有（仝右）無			指令組合名 [✓ 有]（三菱化工機労組）無		
争議の構成		単独	共同	[✓ 連合体としての争議]	単独	共同	[✓ 連合体としての争議]	単独	共同	[✓ 連合体としての争議]	単独	共同	[✓ 連合体としての争議]
第三者関与	労委又は仲裁委の関与	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡	調整番号	受理月日 月 日	種類 仲、調、斡	調整番号
	労委仲裁委以外の第三者関与	関与者	種類 仲、調、斡	関与月日 月 日	関与者	種類 仲、調、斡	関与月日 月 日	関与者	種類 仲、調、斡	関与月日 月 日	関与者	種類 仲、調、斡	関与月日 月 日
争議参加人員		男 3675 人　女 327 人			男 84 人　女 3 人			男 354 人　女 33 人			男 416 人　女 14 人		
争議行為状況		第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次
	期間	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日
	型態												
	参加人員	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
	損失日数	直 間			直 間			直 間			直 間		
解~~決~~月日		(25) 12. 31			(25) 12. 31			(25) 12. 31			(25) 12. 18		
解決方法		[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与			[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与			[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与			[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与		
		労委、仲裁委 労政関係の公務員	仲裁 調停	成 否	労委、仲裁委 労政関係の公務員	仲裁 調停	成 否	労委、仲裁委 労政関係の公務員	仲裁 調停	成 否	労委、仲裁委 労政関係の公務員	仲裁 調停	成 否

		第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次
争議行爲状況	期間	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	自 月 日 至 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日
	型態												
	参加人員	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
	損失日数	直 間			直 間			直 間			直 間		

解決月日	(25) 12.31	(25) 12.31	(25) 12.31	(25) 12.18
解決方法	[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 — 仲裁 調停 斡旋 — 成 否 3. 自然消滅	[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 — 仲裁 調停 斡旋 — 成 否 3. 自然消滅	[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 — 仲裁 調停 斡旋 — 成 否 3. 自然消滅	[✓ 1.] 労使直接交渉 2. 第三者関与 労委、仲裁委 / 労政関係の公務員 / 其の他 — 仲裁 調停 斡旋 — 成 否 3. 自然消滅
解決條件				1.越年資金 3000円(均) 2.遅払分11月分完済 12月分は20日支給 3.級上げは経理上出来ない 4.協定は今後の交渉による
解決結果	貫徹、[✓ 不貫徹]、妥協	貫徹、[✓ 不貫徹]、妥協	貫徹、[✓ 不貫徹]、妥協	貫徹、不貫徹、[✓ 妥協]
検挙起訴 検挙人員				
検挙起訴 罪名				
解決事情の概要				

労働争議解決月報

第四号様式 No.3　　　　（12 月分）　　　　縣

報告区分		当月解決	〃	〃	〃
産業の種類		化学機械製造	陸運業	〃	自動車製造
当事者	事業所名	三菱化工機(株) 横浜製作所	日新運輸倉庫(株)	川崎運送(株)	日産自動車(株) 横浜工場, 鶴見工場
	組合名	三菱化工機横浜労組	日新従組	川崎運送従組	日産自動車労組横浜支部
発生報告年月		(25) 11	(25) 12	(25) 12	(25) 12
争議指令の有無		指令組合名 [✓ 有]（三菱化工機労組）無	指令組合名 有（ ）[✓ 無]	指令組合名 有（ ）[✓ 無]	指令組合名 [✓ 有]（日産自動車労組）無
争議の構成		単独 共同 連合体としての争議	[✓ 単独] 共同 連合体としての争議	[✓ 単独] 共同 連合体としての争議	単独 共同 [✓ 連合体としての争議]
第三者関与	労委又は仲裁委の関与	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、斡 / 調整番号	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、斡 / 調整番号	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、斡 / 調整番号	受理月日 月 日 / 種類 仲、調、斡 / 調整番号
	労委仲裁委以外の第三者関与	関与者 / 種類 仲、調、斡 / 関与月日 月 日	関与者 / 種類 仲、調、斡 / 関与月日 月 日	関与者 / 種類 仲、調、斡 / 関与月日 月 日	関与者 / 種類 仲、調、斡 / 関与月日 月 日
争議参加人員		男 123 人 女 7 人	男 335 人 女 31 人	男 194 人 女 16 人	男 3675 人 女 327 人
争議行為状況		第一次 / 第二次 / 第三次	第一次 / 第二次 / 第三次	第一次 / 第二次 / 第三次	第一次 / 第二次 / 第三次
	期間	自 月 日 至 月 日 / 月 日 月 日 / 月 日 月 日	自 月 日 至 月 日 / 月 日 月 日 / 月 日 月 日	自 月 日 至 月 日 / 月 日 月 日 / 月 日 月 日	自 月 日 至 月 日 / 月 日 月 日 / 月 日 月 日
	型態				
	参加人員	男 女 / 男 女 / 男 女	男 女 / 男 女 / 男 女	男 女 / 男 女 / 男 女	男 女 / 男 女 / 男 女
	損失日数	直 間	直 間	直 間	直 間
解決月日		(25) 12. 18	(25) 12. 13	(25) 12. 14	(25) 12. 15
解決方法		[✓ 1. 労使直接交渉] 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁	[✓ 1. 労使直接交渉] 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁	[✓ 1. 労使直接交渉] 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁	[✓ 1. 労使直接交渉] 2. 第三者関与 労委、仲裁委 仲裁